

令和4年度文部科学省委託研究
「幼児教育施設の機能を生かした幼児の学び強化事業」
特別な配慮を必要とする幼児への指導の充実に関する調査研究

特別な配慮を 必要とする幼児への 指導の充実

ワークを中心にして学び合い・深め合う園内研修教材

令和5年3月
一般社団法人 保育教諭養成課程研究会

令和4年度文部科学省委託研究
「幼児教育施設の機能を生かした幼児の学び強化事業」
特別な配慮を必要とする幼児への指導の充実に関する調査研究

特別な配慮を 必要とする幼児への 指導の充実

ワークを中心にして学び合い・深め合う園内研修教材

はじめに

「障害者の権利に関する条約」に掲げられている教育の理念の実現に向けて、幼稚園等の幼児教育施設では、障害のある子供のみならず、教育及び保育を展開する上で、特別な配慮を必要とする子供が在籍している可能性があることを前提にして、指導の充実を図ることが求められています。その際、個々の子供の実態に応じた指導内容や指導方法の工夫について、組織的かつ計画的に行う必要があります。このため、教職員が、特別な配慮を必要とする幼児への指導についての研修を受け、その資質向上を図ることはもちろんのこと、各園では、特別な配慮を必要とする幼児への指導の充実を図るための園内研修を実施し、教職員一人一人の実践力向上とともに、園全体の教育・保育の質向上を図ることが重要です。

そこで、本研究会では、令和4年度文部科学省より「幼児教育施設の機能を生かした幼児の学び強化事業」の特別な配慮を必要とする幼児への指導の充実に関する調査研究の委託を受け、園内研修テキストとして『特別な配慮を必要とする幼児への指導の充実—ワークを中心に—』を開発しました。

本テキストの開発に当たっては、令和2年文部科学省より「幼児教育の教育課題に対応した指導方法等充実調査研究」の委託を受け、特別な配慮を必要とする幼児等（特に障害のある幼児など）に関する園内研修の実態及び研修ニーズを把握する調査を行い、その結果に基づき、園内研修教材（試案）を作成しました。令和3年度は、その試案に基づき、研究協力園において検証し、今回の園内研修教材テキスト『特別な配慮を必要とする幼児への指導の充実—ワークを中心に—』の作成に至っています。本テキストは、特別な配慮を必要とする子供の指導の充実について、「基礎理論」「組織体制」「指導・支援」「家族支援」の4つの視点から解説し、具体的なワークを提案しています。

園内研修は、子供の実態や、園の規模、教職員の構成などの園の実態等に応じて、研修ニーズを整理して、教職員にとって必要な研修を企画立案して実施していくことが求められています。その際、本テキストが、各園の園内研修において広く活用され、特別に配慮を必要とする子供の指導の内容や方法の工夫を考えるための園内研修の手引きとなっていくことを願っています。

末筆になりましたが、本調査研究を実施するに当たり、ご協力いただきました21園の研究協力園の皆様、また関係者の皆様に心より感謝申し上げます。

令和5年3月

一般社団法人 保育教諭養成課程研究会
理事長 無藤 隆

目次

はじめに

序章 特別支援教育について学び合う園内研修を目指して

1. 園内研修教材の開発の目的	9
2. 本テキストの構成	10
3. ワークを中心とした園内研修の進め方	11

第1章 基礎理論

「基礎理論」の活用にあたって	15
1. その子への理解を深めよう	17
2. 学級の中でのその子を考えてみよう	28
3. これからの社会に向けて	31
4. 「基礎理論」のまとめ	39
法令・参考資料	40
関連情報	41
研修を進めるために 園内研修進行のポイント	42

第2章 組織体制

「組織体制」の活用にあたって	47
1. 園内組織体制について	49
2. 特別支援教育に関する自園に合った計画・ 支援体制を考えよう	54
3. 「組織体制」のまとめ	73
引用・参考資料	73
研修を進めるために 園内研修進行のポイント	74

第3章 指導・支援

「指導・支援」の活用にあたって	79
1. 個別の教育支援計画と個別の指導計画を作成してみよう	80
2. 学級経営を見直そう	92
3. 指導の過程の振り返りと改善の方向について考えよう	107
4. 「指導・支援」のまとめ	118
法令・参考資料	118
研修を進めるために 園内研修進行のポイント	119

第4章 家族支援

「家族支援」の活用にあたって	123
1. 家族支援について考えよう	124
2. 家族支援をテーマに園内研修をしてみよう	126
3. 早期発見 ～気付きと共有～ を考えよう	129
4. 早期支援 ～支援のはじめの一步～ を考えよう	139
5. 相談支援を考えよう	145
6. 関係機関との連携について考えよう	156
7. 「家族支援」のまとめ	161
研修を進めるために 園内研修進行のポイント	162

謝辞

序章

特別支援教育について学び合う 園内研修を目指して

1. 園内研修教材の開発の目的
2. 本テキストの構成
3. ワークを中心とした園内研修の進め方

序章

特別支援教育について学び合う 園内研修を目指して

この園内研修教材集（以下「テキスト」と表記）は、保育教諭養成課程研究会が、令和4年度文部科学省委託研究「幼児教育施設の機能を生かした幼児の学び強化事業」の「特別な配慮を必要とする幼児への指導の充実に関する調査研究」を受けて調査研究をし、その成果を取りまとめたものです。

本調査研究では、幼稚園等（幼保連携型認定こども園を含む）において、質の高い特別支援教育を展開していくためには、教職員が共に学び合うことができる園内研修教材の開発が不可欠と考えました。そこで、幼稚園等における特別な配慮を必要とする幼児への指導の実態を把握したうえで、『特別な配慮を必要とする幼児への指導の充実—ワークを中心に学び合い・深め合う園内研修教材—』を開発し、このテキストを作成しました。開発の目的及び内容の構成は、以下の通りです。

1. 園内研修教材の開発の目的

幼児教育では、子供一人一人がその子らしさを発揮しながら、様々な体験を重ねて、自らの世界を広げていくことが大切です。その際、子供の生活経験や興味や関心等が異なることを踏まえ、一人一人の発達の特性に応じ、発達の課題に沿って行うことを重視しています。すなわち、一人一人に応じる指導を基本としています。このことは、特別な配慮を必要とする子供の指導においても全く同様です。

そのためには、教職員は、特別支援教育に関わる基礎的な理論や知識を学び、そのうえで、学んだことを実際の保育場面でどう実現していくのかについての理解を深めつつ、一人一人の発達の特性に沿った実践に生かしていく、特別支援教育を実践する力を身に付けていくことが求められます。

しかし、本研究会が、文部科学省委託研究を受けて令和2年度に実施した、特別な配慮を必要とする幼児等（特に障害のある幼児など）に関する園内研修の実態及び研修ニーズを把握することを目的とした質問紙調査の結果では、「教職員が特別支援教育を学ぶことの必要性だが、実態としてその機会が限られている」という実態が指摘されています（序章末参照）。幼児教育の場合、園外研修での学びの機会が限られているという指摘があります。研修の機会を確保し、その充実を図ることは不可欠ですが、園内研修においてもその学びの機会をつくる必要があります。なお、この園内研修教材集では、「特別な配慮を必要とする幼児」の中で、特に「障害のある幼児など」への指導を考えています。

以上のことを踏まえ、本研究会としては、園内研修を効果的に進めるテキストとして、園内研修教材を開発することとしました。各園において、園内研修教材として本テキストを取り上げ、

園の実践に沿って教職員で話し合い学び合うことを通して、特別な配慮が必要な子供に対応する指導体制を整えるとともに、教職員一人一人の指導力向上を図っていくことに役立てていただくことを願っています。これらの取組は、教職員間で、子供観や指導観を共有することに繋がり、園の教育・保育全体の質向上を図っていくと考えます。

2 本テキストの構成

本テキストは、幼稚園等における特別な配慮を必要とする子供への指導の充実のための園内研修教材資料です。各園において特別な配慮を必要とする子供への指導の充実を図るためには、教職員が特別支援教育にかかる基礎的な知識や理論を学ぶことはもとより、園組織の在り方や、指導計画の作成と具体的な指導、保護者や家族支援の在り方等についても特別支援教育の視点から専門的に学ぶことが必要であると考えました。そこで、本テキストでは、「基礎理論」「組織体制」「指導・支援」「家族支援」の4つの視点に分けて、4章構成で解説とワークを作成しています。各章で学ぶことは以下の通りです。

	学ぶこと
第1章 基礎理論	幼稚園等の園内研修での使用を念頭に置き、特別な配慮を必要とする子供への指導の基礎的な知識や理論を学ぶ。
第2章 組織体制	幼稚園等において、教職員が、特別支援教育と連携して取り組むために整えることが必要な園内組織体制の在り方について学ぶ。
第3章 指導・支援	特別な配慮を必要とする子供の指導において、一人一人にきめ細かな指導や支援を組織的・継続的に行うための計画と、その計画作成において留意することを学ぶ。関連して、学級経営や保育の省察の在り方も学び、教職員一人一人が、障害のある子供等を理解する力や対応する力を身に付けていくことを目指す。
第4章 家族支援	特別な配慮を必要とする子供のいる家族支援に関することへの理解を深め、保護者に寄り添い、関係機関との連携を深めつつ、家族とともに子供の育ちを保障していく支援について学ぶ。

各章の解説とワークの作成に当たっては、特別支援教育にかかる学識者と実践者、及び指導主事で5、6人のグループを編成し、各章で学ぶことや実践の場で知りたい内容などについて協議しながら進めてきました。各章は、それぞれの視点について分析し、課題を明確化して解説とワークを作成しているため、ワークの内容や進め方などについては特色があります。特に園内研修を進行する方（以下「園内研修進行役」と表記）は、あらかじめ各章の概要を読み、確認しながら進めてください。

3. ワークを中心とした園内研修の進め方

本テキストでは、特別支援教育にかかる「基礎理論」「組織体制」「指導・支援」「家族支援」の4つの内容について学ぶ際に、最も効果的と思われる進め方を提案しています。ただし、園内研修の進め方は、テーマを取り上げる理由や教職員構成、時間や場などの園の実態に沿って様々です。したがって、本テキストの提案を参考にして、各園の実態に応じた園内研修を企画立案し、実り多い研修を実施してください。その際、留意することは、以下の視点です。

1点目は、園内研修計画を作成する際、「第1章 基礎理論」を園内研修として取り上げ基礎的な知識・理解を共有し、その後「第2章 組織体制」「第3章 指導・支援」「第4章 家族支援」について、園の実態に合わせて解説とワークを選択し、園内研修計画を作成してください。第2章、第3章、第4章については、園の実態に応じて順を変えて選択して活用してください。また、各章の解説とワークは、必ずしも順番に取り上げるのではなく、限りある時間なので、選択しながら進めてください。

2点目は、特別支援教育コーディネーターや研修の園内研修進行役、それぞれの役割を踏まえて、園内研修をコーディネートし、教職員一人一人の主体的な学びの機会をつくってください。特に園内研修進行者は、各章末の「研修を進めるために 園内研修進行のポイント」を読んで、ワークの趣旨や留意点を把握してから取り組んでください。各ワークに🌸がついています。

3点目は、時間配分は一つの目安です。園の実態に沿って工夫してください。いきなりワークを始めるのではなく、園内研修進行役、または特別支援教育コーディネーターが解説し、教職員が各ワークで学ぶことを共有してから始めましょう。

4点目は、ワークを通して、教職員で話し合う、日々の実践を振り返る等して体験を通して学び、教職員一人一人の特別な配慮が必要な子供に対応する実践力を磨いていくことが大切です。園内研修でワークをすることにより、子供との関わりについて新たな気づきが生まれたり、保育を見直したりして、理論と実践の往還的な学びを実現していくようにしましょう。そのためには、園内研修進行役は、若い教職員が多い、特別な配慮が必要な子供の指導に悩んでいる教職員がいる、連携体制がとれていないなどの園の実態や課題に沿って研修の進め方を工夫改善していく必要があります。

なお、本テキストは、令和4年度文部科学省委託研究「幼児教育施設の機能を生かした幼児の学び強化事業」の「特別な配慮を必要とする幼児への指導の充実に関する調査研究」のもとで作成しました。作成に至るまでには、特別支援教育にかかる園内研修の実態調査と、試案を作成し研究協力園の園内研修において本テキストの解説とワークを実施し評価してきました。その結果、園内研修教材『特別な配慮を必要とする幼児への指導の充実—ワークを中心にして学び合い・深め合う園内研修教材—』を作成しました。経緯についての詳細は、以下の通りです。

令和2年度

令和2年度文部科学省委託研究「幼児教育の課題に対応した指導方法等充実調査研究」により、特別な配慮を必要とする幼児等（特に障害のある幼児など）に関する園内研修の実態及び研修ニーズを把握することを目的とした実態調査（質問紙調査）を行い、園内研修教材の試案を作成する。

〈質問紙調査の概要〉

- (1) 調査実施時期：2020年8月中旬～9月中旬にかけて実施
- (2) 調査方法：自治体、幼稚園協会等のホームページ等に公開されている園名簿に記載されている住所に郵送し、調査を依頼した。調査は、園内研修を企画する立場の教職員に回答するように求めた。回答済みの調査票は、郵送で返送することを求めた。
- (3) 分析対象園：調査対象の1409園（国立・公立471園、私立938園）のうち、487園から回答を得られ、回収率は、34.6%であった。幼稚園369園、幼保連携型認定こども園90園のみを抽出し、計459園を分析対象とした。
- (4) 調査内容：
 - ①特別な配慮を必要とする幼児等に関する園の状況
 - ②特別な配慮を必要とする幼児等に関する園内研修の実施状況
 - ③特別な配慮を必要とする幼児等をテーマとした園内研修のニーズ
 - ④特別な配慮を必要とする幼児等への対応に関する問題や課題
 - ⑤これまでに効果的であった研修
 - ⑥園内研修を実施する際に必要な教材や資料

令和3年度

平成2年度に作成した「園内研修教材」（試案）について、研究協力園を指定し、実際の教材試案を実施しアンケート調査及びインタビュー調査を行い教材改善に向けての評価を行った。

〈アンケート調査及びインタビュー調査実施の概要〉

- (1) 調査実施期間：2021年8月～12月に実施した
- (2) 研究モデル園：
 - ①基礎理論：6園（公立3園、私立3園 / 幼稚園5園、認定こども園1園）
 - ②組織体制：4園（公立2園、私立2園 / 幼稚園3園、認定こども園1園）
 - ③指導・支援：7園（公立3園、私立4園 / 幼稚園6園、認定こども園1園）
 - ④家族支援：4園（公立2園、私立2園 / 幼稚園4園）

第1章

基礎理論

「基礎理論」の活用にあたって

1. その子への理解を深めよう
2. 学級の中でのその子を考えてみよう
3. これからの社会に向けて
4. 「基礎理論」のまとめ

法令・参考資料

関連情報


研修を進めるために 園内研修進行のポイント

● 基礎理論 ワーク一覧 ●

1. その子への理解を深めよう

【ワーク1】 その子から考える（個別3分、話し合い7分）

（4）幼児教育で大切にされている考え方

【ワーク2】  印象に残った場面から考える（個別3分、話し合い7分）

（5）幼児教育の専門性

【ワーク3】  いざこざ場面から考える（個別3分、話し合い7分）

（6）幼稚園等でのアセスメントについて考えよう


【ワーク4】  気になる子供のことを第三者に伝えるとき（個別3分、話し合い7分）

（7）全ての幼児が一人の人間として生きる幼児教育

【ワーク5】  子供の姿を児童の権利から考える（個別に各ワーク5分ずつ）

2. 学級の中でのその子を考えてみよう

（1）互いのよさに気づき共に育つ仲間として

【ワーク6】  学級の子供のことを考える（個別10分、話し合い15分）

（3）幼稚園教育要領等と教育課程について語り合おう

【ワーク7】  自園の教育課程等の魅力を見付けよう（個別3分、話し合い7分）

3. これからの社会に向けて

（1）障害の社会モデル

【ワーク8】 園にある社会的障壁について考える（個別5分、話し合い10分）

（2）「障害者の権利に関する条約」における「合理的配慮」

【ワーク9】 事例から考える（個別5分、話し合い10分）

（3）基礎的環境整備

【ワーク10】 自園の基礎的環境整備の状況（話し合い5分、個別5分、話し合い10分）

「基礎理論」の活用に当たって

・「基礎理論」の目的

本章は、園内研修での使用を念頭に置き、幼児を対象とする特別な配慮の基礎的な知識や理論を紹介しています。「知識」や「理論」と聞くと、「実践」からは遠く離れた冷たいもののように入るかもしれませんが、それらは皆さんの「実践」を力強く支え続けるものです。「知識」や「理論」の全てを、1回の研修で、完全に理解することができなくても大丈夫です。折に触れ「知識」や「理論」に接し、少しずつ馴染み、少しずつ自分のものにしていきましょう。

また、本章は、同じ幼稚園等の教職員が、同じ立場で語り合うことを目指しています。皆さんの中に、自分の学級のことは、自分一人で解決しなければならないと思い込んでおられる方はいませんか。自分一人で抱え込むと、子供の見方に偏りが生じ、本当に必要な支援を探ることが難しくなることがあります。感じたことや考えたことを伝え合い、迷っていることや困っていることを話し合う、時には、ちょっとした時間に立ち話などしながら、面白いこと、楽しいことも分かち合いながら、そうしたことが当たり前にできる園づくりを目指しましょう。

・「基礎理論」の構成と活用

各項目には、ワークと解説が用意されています。ワークに取り組んでから解説に進む項目も、解説を読んでからワークに進む項目もあります。ワークでは、皆さんの幼稚園等での出来事を記述したり、事例を読んだりします。各自で記述をした後、グループで話し合う時間を設けている項目もあります。それぞれのワークには、おおよその設定時間を記載していますが、あくまで目安ですので、柔軟に設定してください。

本章は、どこからでも始めることができます。特定の項目の内容を、順番通りに、最後まで、進めていく必要はありません。また、各項目の研修時間は様々に設定されていますので、他の章と組み合わせて計画してもよいでしょう。園の実情に合わせて、自分たちの研修をつくりましょう。

・活用に当たっての留意事項

1点目は、安心して参加できる研修の場作りです。園内研修の企画担当者は、勤務年数、職種の違いにかかわらず、全ての参加者が対等な立場で語り合うことができるように工夫しましょう。必要に応じて、管理職に助言や支援を求めましょう。

2点目は、本章は学びの入り口であるという点です。「もう少し知りたい」という場合は、本章末の関連情報や、文部科学省が発行している資料などを確認しましょう。さらに、園外研修や市販の資料を用いての学びに繋げていくことも考えられます。

3点目は、できれば肩の力を抜いていただきたいということです。本章は「一人一人の子供を丁寧にみる」姿勢に貫かれています。それは、幼稚園等の教職員が大切にしてきた信念です。全く新しい考え方を学ぶ、ということにはならないはずですが、だからといって、特別な配慮について学ばなくてよいということではありません。「一人一人の子供を丁寧にみる」とは、本当は、どういうことなのか、私たちは、本当に、「一人一人の子供を丁寧にみる」ことができ

るのか、「一人一人の子供を丁寧にみる」ことと「特別な配慮」とをどのように繋げていくことができるのかを、一緒に考えていきましょう。

・共生社会の担い手として

幼稚園教育要領の前文に「一人一人の幼児が、将来、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにするための基礎を培う」と示されています。小学校、中学校、高等学校学習指導要領の前文にも、同じ理念が示されています。「あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働する社会は「共生社会」と言い換えることができます。障害や多文化も包み込みながら、多様性を理解し、尊重することができる子供は、今後、さらに複雑になっていくであろう社会を、周囲の人々と共に生きていくことができるでしょう。そして、私たちも共生社会を担う一員です。一連の研修を通して、インクルーシブ教育（「本章2（2）インクルーシブ教育と多様性の尊重」を参照）の発想に学びながら、共生社会の担い手を育てることについて、私たちもまた共生社会の担い手であることについて、考えていきましょう。

第1章

基礎理論

1. その子への理解を深めよう

ワーク1に取り組んだ後、解説に進んでください。解説は、(1) 発達の捉え方、(2) 障害の考え方、(3) 発達障害の特性の理解の3項目で、目安は30分です。

【ワーク1】 その子から考える (個別3分、話し合い7分)

皆さんが一番気になっている子供を一人思い浮かべてください。「その子はどんな子ですか」と尋ねられたら、どのように答えますか。以下に、各自で書いてみましょう。その後、どのように書いたのかを話し合みましょう。

その子はどんな子ですか (個別)

どのようなことを話し合いましたか

以下の研修では、ここで思い浮かべた子供のことを考えながら学びましょう。

(1) 発達の捉え方

乳幼児期は発達の個人差が大きいと言われています。同じ月齢の子供であっても、一人一人の発達の姿は全て異なっています。また、学級で考えれば、同じ3歳児であっても、4月生まれの子供と3月生まれの子供とでは、異なった姿があります。子供の発達にはおおむね一定の筋道（過程）があることはよく知られていますが、こうした違いは一人一人の子供が発達の道筋のどの辺りにいるかによって生じている差であると考えられます。こうした差のことを「個人間差」と呼びます。

一方、身体を動かすことは得意だけれど、言葉で説明することは苦手というように、一人一人の子供の中で、発達に差が生じていることもよく見られることです。こうした差のことを「個人内差」と呼びます。発達の凸凹と言ってよいでしょう。

幼稚園教育要領や幼保連携型認定こども園教育・保育要領（以下、幼稚園教育要領等）では、「一人一人の発達の特性に応じた指導」の大切さが示されています。それは、個人間差と個人内差の両方を理解して指導することを求めていると考えられます。教職員は、学生時代の学びや教師としての経験から、例えば「5歳はこのような姿」のように、生活年齢を基準にして発達の順序性を身に付けていることと思います。それは、幼児理解や指導計画の作成及び実践において重要な知識です。同時に、発達の個人間差と個人内差を理解しておくことで、一人一人の子供により適切に関わることができます。

このことについて、幼稚園教育要領解説では「教師はその年齢の多くの幼児が示す発達の姿について心得ておくことは、指導の仕方を大きく誤らないためには必要である。しかし、それぞれ独自の存在としての幼児一人一人に目を向けると、その発達の姿は必ずしも一様ではないことが分かる」と記しています。さらに「教師が望ましいと思う活動を、一方的に幼児に行わせるだけでは、一人一人の発達を着実に促すことはできない。幼児の発達は、たとえ同年齢であってもそれぞれの幼児の生活経験や興味・関心などによって一人一人異なっている。一見すると同じような活動をしているようでも、その活動が一人一人の幼児の発達にとってもつ意味は違っている」と述べるなど、繰り返し個人間差と個人内差を理解した指導がなされることを求めています。

(2) 障害の考え方

(1) で述べたように、幼児期の教育は、個人間差と個人内差を踏まえたものである必要があります。個人間差や個人内差はどの子供にも見られるものです。しかし、個人間差や個人内差が大きく、生活や学びに困難さを生じてしまう場合があります。そのような状態のことを、障害があると考えられます。ただし、後に述べるように（「本章3（1）障害の社会モデル」を参照）、子供自身の状態や医学的診断だけで障害の有無が決められるわけではありません。また、どの範囲までが障害のある状態で、どの範囲からが障害がない状態なのかなど、障害の有無には明確な境界はなく、連続体（スペクトラム）になっていると考えられています。特に発達障害の特性を理解するには、このような発達や障害に関する考え方を踏まえることが重要です。

(3) 発達障害の特性の理解

発達障害は、発達障害者支援法において、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されています。具体的には以下のような特性があります（章末の国立特別支援教育総合研究所発達障害教育推進センターホームページを参照）。

自閉症とは、3歳位までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを主な特徴とします。このうち、知的発達の遅れを伴わないものを高機能自閉症といい、知的発達の遅れを伴わず、かつ自閉症の特徴のうち言葉の発達の遅れを伴わないものをアスペルガー症候群といいます。中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されています。

学習障害（LD）とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないものの、聞く、話す、読む、書く、計算する、又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指します。その原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されていますが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接の原因となるものではありません。

注意欠陥多動性障害（ADHD）とは、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び／又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業等に支障をきたすものです。また、通常12歳前に現れ、その状態が継続するもので、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されています。

これらに共通するのは、発達の個人内差が大きく、得意なことと苦手なことの差が大きいということです。例えば、電車のことなら何でも知っているけれど友達とのコミュニケーションが難しい、話し言葉でのコミュニケーションは得意だけれど文字を覚えるのが難しい、友達がびっくりするほどアイデアが豊かだけれど集中が続かないというような子供に出会ったことがあると思います。

このような子供に出会ったとき、得意なことよりも苦手なことについて目がいき、できないことをできるようにしたいと考えるのは教職員として（特に担任として）は無理もないことでしょう。そして、他の子供よりも繰り返し練習すればできるようになるのではないかなどと考え、練習することを求めたりするかもしれません。しかし、子供の苦手さは本人の努力が足りないことに原因があるわけではありません。生まれながらの発達の凸凹なのです。無理な練習は効果がないばかりか、子供の自己肯定感を低下させたり、子供と教職員との関係を悪くしたりする可能性もあります。

幼稚園等は生活の場であり、教職員は子供と共に生活する存在です。共に生活する者に必要なのは、子供のありのままの姿への共感です。確かに苦手なことがある子供たちですが、得意なこともあります。そこに眼差しを向けて、関わっていくことが大切です。できないことをできるようにすることよりも、今できている得意なことをさらに豊かにすることが、共に生活する存在である教職員にできることではないでしょうか。

(4) 幼児教育で大切にされている考え方

【ワーク2】🌸 印象に残った場面から考える（個別3分、話し合い7分）

皆さんが今日の保育で印象に残っている場面と、その場面を取り上げた理由や、そこでの思いを各自で書き出しましょう。その後、書き出した内容を共有しましょう。ワーク2で取り上げる場面は、ワーク1と連動していてもしていなくても大丈夫です。園で取組やすいほうを選んで進めてください。

今日の保育で特に印象に残っている場面と取り上げた理由、思いなど（個別）

話し合いで共有した内容など

ワーク2では、どのような場面が思い浮かんだでしょうか。子供たちが生き生きと遊ぶ様子や関わり合う姿を思い浮かべた人や、保育を展開するにあたって難しさを感じた場面を出した人もいるかもしれません。取り上げた理由には、教職員が保育で大切にしたい保育観や子供観が含まれていたのではないかと思います。本項では、改めて特別な配慮の有無に関わらず、幼児教育で大切にされていることを確認し、そこから特別な配慮を必要とする幼児を含めた保育を考えたいと思います。

幼稚園教育要領等には、幼稚園等の教育は「幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とする」と明記されています。さらに、幼稚園教育の基本に関連して、特に重視しなければならないこととして、「幼児期にふさわしい生活が展開されるようにすること」「遊びを通しての総合的な指導が行われるようにすること」「一人一人の特性に応じた指導が行

われるようにすること」の3点が挙げられています。これらは、特別な配慮を必要とする幼児の有無にかかわらず、全ての子供に共通していることです。

時に、その子の「特別な配慮」に目が向きやすくなることもあるかもしれません。しかし、幼児教育は従来、唯一無二の“〇〇くん（さん）”という存在そのものを受け止め、その子との生活を大事にしてきました。すなわち、共に生活する者として、困難さだけでなく、よさや魅力も含めてその子を多面的に捉えていくという視点です。例えば「活動の切り替えの困難さはあるものの、ブロックでは大人が思いもつかないような作品を作る」という子がいた場合、幼児教育では、まず「ブロックですてきな作品を作る」姿に着目して、どのようにしたらブロックでの遊びが広がりや深まりをみせるか、ブロック遊びを通していかに他児との関わりが生まれるかなどの「その子の遊びの充実」を考えることを大切にしてきたのではないのでしょうか。また「活動の切り替えの困難さ」に対しては、その子を変えようとするよりは、切り替えに必要な時間をいかに確保できるか、切り替わるまでの安全をどのように見守るかなど、「その子の特性に応じた」指導展開や体制づくりが検討できるのではないのでしょうか。このように、幼児教育で大切にされている考え方に沿って子供の姿や指導を見つめ直すと、「日頃から考えている配慮」の中に、その子の過ごしやすさに繋がるヒントが多く含まれていることが分かります。

また、多くの子供にとって幼稚園等での生活は、家庭から離れて同年代の子供と日々一緒に過ごす初めての集団生活となります。幼稚園教育要領解説では、「このような集団生活を通して、幼児は、物事の受け止め方などいろいろな点で自分と他の幼児とが異なることに気付くとともに、他の幼児の存在が大切であることを知る」と示されています。そのため、幼稚園等では、友達と十分に関わって展開する生活が大切にされています。言語を介したやりとりを通して「関わる」、非言語のコミュニケーションを通して「関わる」、(直接的なやりとりはなくても)共に活動することで「関わる」、同じ場で互いを感じ取ることで「関わる」…など、子供によって様々な「関わり」があるでしょう。異なる者同士の出会いが、様々な関わりによって、共に生きる一歩となるよう、指導を展開していくことが求められています。

(5) 幼児教育の専門性

【ワーク3】🌸 いざござ場面から考える (個別3分、話し合い7分)

子供同士のいざござや葛藤を目にしたときの、皆さんの思いや実際の援助について各自で書き出しましょう。書き出した内容をもとに、子供の姿と合わせて話し合いましょう。ワーク1、ワーク2との連動性は、考慮してもしなくてもどちらでも大丈夫です。

子供同士のいざござや葛藤を目にしたときの思いや実際の援助など (個別)

話し合った内容など

いざこざや葛藤は、相互的なものであり、子供の発達にとってときに必要なものとして捉えられます。しかし、そこに特別な配慮を必要とする子供が含まれると「その子の問題行動」として捉えられることもあるようです。今回は、いざこざや葛藤を幼児教育で大切にしている面から改めて捉えながら、その延長上にある特別な配慮を必要とする子供を含む保育を考えたいと思います。

まず、子供たちにとって、園での居場所や安全・安心が確保されているかどうかという点から考えます。幼児期は、自分の存在が周囲の大人に認められ、守られているという安心感から生じる安定した情緒が支えとなって、次第に自分の世界を拡大し、自立した生活へと向かっていく時期です。もし、自分の存在が周囲の大人に認められない状況が起きたら、その子供はどうでしょうか。「〇〇はダメ」など否定されることが多く、頑張ることを求められる子供は、その満たされない思いをいざこざなど何らかの形で表現するのではないのでしょうか。幼児教育を展開する上で、どの子にも「あなたのままでよい」というメッセージを届け続けることは、自己肯定感や自尊心に繋がる重要なところではあります。

さらに、幼稚園教育要領解説には、「教職員が子供の行動に温かい関心を寄せる、心の動きに応答する、共に考えるなどの基本的な姿勢」をもちながら、子供が主体的に活動できるよう、環境を適切に構成することも示されています。子供の行動には、教職員が予測のつくものもあれば、その逆もあると思います。子供が教職員の想像する姿とは異なるとき、まずその姿を修正することを考えるのか、驚きつつもいったん受け止めようとするのか。教職員がその子にどのような眼差しを向けるのかは、その後の指導展開に影響を及ぼします。いざこざや葛藤も、例えば謝ることでその場の解決に向かうことを優先するのか、子供同士の感情の揺れ動きや相手やその場の状況を子供たちなりに考えることを大切にするのかにより、教職員の介入も変わるのではないかと思います。大人が何らかの結論をもって関わるのではなく、可能な限り子供同士のやりとりを見守ることが、共に生活する彼ら自身で関係性を調整する経験に繋がります。そうした経験の積み重ねが、他者を受け入れ思いやる一歩を支えます。そのとき、自分と同じ目線に立ち、自分が見えている世界を想像しながら関わろうとする教職員、子供の味方になる見方ができる教職員は、子供にとってとても心強い存在です。

また、いざこざや葛藤を、園での生活や遊びの充実から考えてみるとどうでしょうか。幼児期の教育の大きな特色として、子供が主体的に活動できるよう、特に遊びを通しての総合的な指導を行うことが挙げられます。子供の意欲が駆り立てられ、夢中で没頭できる遊びを展開できるように環境を整えていくことは、幼児教育の専門性の基盤となる場所です。大人が想定

していなかった遊び方をする子供もいるかもしれません。教職員が「この遊びはこうやって遊ぶもの」と決めてしまう前に、子供が何を楽しんでいるのかをよく見てみると、新しい遊び方が発見できるかもしれません。さらに子供の主体的な活動は、友達との関わりを通してより充実し、豊かなものとなることから、一人一人の思いや活動を繋ぐよう環境を構成し、集団の中で個人のよさが生かされるように、子供同士が関わり合うことのできる環境を構成していくことも必要です。子供の中には、自分から他児に働き掛けることが得意でない子もいます。そのときに、教職員が、その子が展開している遊びを意図的に周囲へ伝えていくことで、周囲の子たちがその子に関心をもち、関わりが生まれることがあります。「周囲にどのように合わせるか」だけではなく、「周囲をどのように巻き込むか」という視点ももちながら、子供の関係を捉えていくのも一つの方法です。

(6) 幼稚園等でのアセスメントについて考えよう

① 「アセスメント」って何だろう

「アセスメント (assessment)」は、「評価」「査定」と訳します。幼稚園等では耳慣れない言葉ですが、「教職員には関係ない」「教職員がアセスメントなんてとんでもない」というのは誤解です。アセスメントは、「一人一人の子供の魅力や本当の願いを丁寧に把握し、より適切な支援を具体化するために実施するもの」です。そして、「教職員が担うアセスメント」や「心理支援や特別支援の専門家が担うアセスメント」があります。

② 「教職員が担うアセスメント」って何だろう

「表 1-1 アセスメントの種類や方法」の上段に教職員が担うアセスメントを、下段に心理支援や特別支援の専門家が担うアセスメントをまとめました。下段については、後ほど補足的に説明します。教職員は、子供と共に過ごす中で、とても多くのことに気付いています。ぜひ、気付いたことを記録に書き留めてください。それが、「教職員が担うアセスメント」の第一歩です。では、どのようなことを記録に書くことが望ましいのでしょうか。

【ワーク4】🌸 気になる子供のことを第三者に伝えるとき（個別3分、話し合い7分）

皆さんが、これまでに出会った気になる子供を思い浮かべてください。その子供のことを、心理支援の専門家に、紙面で伝えることになりました。その教職員は、子供のことを全く知りません。皆さんは、どのようなことを伝えたいと思いますか。以下に、各自で書いてみましょう。その後、どのようなことを書いたのかについて話し合みましょう。

どのようなことを伝えたいと思いますか（個別）

どのようなことを話し合いましたか

③ うまくいかないことばかりが気になるけれど、「まるごと」で捉えよう

障害のある子供について第三者に伝える内容としては、好きな遊び、得意なこと、他の子供との関係、大人との関係、言語のこと、生活習慣のこと、苦手なこと、うまくいかない場面、その時の教職員の対応などが挙げられそうです。もちろん、他にも考えられます。大切なのは、「うまくいかないことばかりが気になるけれど、いいこともちょっと難しいことも、まるごとで」「うまくいかないことばかりが気になるけれど、その出来事の前後の様子も、まるごとで」「うまくいかないことばかりが気になるけれど、その行動の根っこにある子供の願いも、まるごとで」捉えようとする姿勢、伝えようとする心意気です。

④ 「自治体が作成、公開するチェックリスト」って何だろう

章末の関連情報に、【自治体が公開する発達に関するチェックリスト】のURLを掲載しました。「子供のために先生が気づいて動けるチェックリスト」にある「発達に関するチェックリスト（年長児編）」（富山県教育委員会，2019，p.8）では、「同年齢の子供と、カルタや鬼ごっこ等、ルールのある集団遊びをすることが難しい」「自分のやり方や順番にこだわり、変更することを嫌がる」「片付ける場所や集まる場所を言葉で伝えても分からない」などの項目を、「よくある」「ときどきある」「当てはまらない」で評価します。これらのチェックリストは、教職員も使用することができます。チェックリストを通して、何となく感じていたことを整理することができるかもしれません。ただ、チェックリストの結果を見て、子供を理解したつもりにならないように注意しましょう。それは、アセスメント情報の一つに過ぎません。子供が本当に困っていることや、本当に願っていることは、チェックリストの中ではなく、子供の中に、子供と子供との間に、子供と教職員との間に、表れてくるものだと思います。日々の関わりの中で、子供の姿を丁寧に見取っていくことを、大切にしていきましょう。

⑤ いくつかのアセスメントの結果から、次に必要な支援を見つけよう

アセスメントを実施しただけでは、意味がありません。実践記録、チェックリストの結果、自園の同僚の意見、巡回相談員の意見、家庭での過ごし方、場合によっては、発達検査の結果や療育機関の指導内容などを踏まえて、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し（「第3章 指導・支援編」を参照）、次に必要な支援を具体的に考えましょう。教職員や保護者と話し合いながら、また園内外の専門家の助言を得ながら、取り組みましょう。

表 1-1 アセスメントの種類や方法

実施する場所	実施する人	方法	活用できる道具
幼稚園、保育所、認定こども園等	教職員 巡回相談員	観察法	実践記録 自治体が作成、公開するチェックリスト
療育機関（児童発達支援センター等）、医療機関等	臨床心理士、公認心理師等有資格者	面接法 観察法	標準化された行動評定票
		検査法	発達検査（遠城寺式、新版K式等）、知能検査（WISC等）、発達障害種別の検査等

以下は、表 1-1 の補足説明です。必ずしも、園内研修で取り上げる必要はありません。

・実施する場所について

「療育機関」は、障害のある子供を対象に、治療や教育を行う機関です。保育士、臨床心理士や公認心理師、言語聴覚士、作業療法士、理学療法士などが在籍し、子供の発達を促す支援、家族の支援、子供が通園する施設や機関への助言を行います。

・実施する人について

「臨床心理士」は、臨床心理学に基づく知識や技術を用いて、心の問題と向き合う心理専門職です。公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定しています。例えば、公立小学校や中学校に、スクールカウンセラーとして派遣されています。「公認心理師」は、本邦初の心理職の国家資格です。保健医療、福祉、教育、司法犯罪、産業労働の分野での活躍が期待されています。

・方法について

「面接法」は、対象者に直接面接して情報を収集します。話し方、質問の理解、表情なども大切な情報です。「観察法」には、子供が通常通りに過ごす状態を観察する自然観察法と、時間や場面を設定する構造的観察法があります。子供の遊びの様子、他者との関わり方、環境との関わり方などから情報を収集します。「検査法」は、検査を用いてアセスメントを実施します。一定の手続きに基づいて行われ、刺激（検査者の質問、図版、質問用紙など）に対する対象者の反応から、能力などを測定します。

・活用できる道具について

「発達検査」は、乳幼児の発達を調べ、養育に役立てます。遠城寺式乳幼児分析的発達検査（九大小児科改訂版）は、本邦初の乳幼児発達検査であり、対象年齢は 0 か月～ 4 歳 7 か月です。教師による評定も可能です。新版 K 式発達検査 2020 は、検査者が実施し、対象年齢は 3 か月～成人です。「知能検査」は、学習指導や障害の認定に利用され、WPPSI-Ⅲ（Wechsler Preschool and Primary Scale of Intelligence-Ⅲ、ウィプシ・スリー）の対象年齢は 2 歳 6 か月～ 7 歳 3 か月、WISC-V（Wechsler Intelligence Scale for Children-V、ウィスク・ファイブ）の対象年齢は 5 歳 0 か月～ 16 歳 11 か月です。他にも、「発達障害種別の検査」があり、自閉症のスクリーニング検査（症状の自覚がない人々から罹患や発症の予測を検出する検査）として M-CHAT（Modified Checklist for Autism in Toddlers、エムチャット）等が、注意

欠陥多動性障害（ADHD）のスクリーニング検査として ADHD-RS（ADHD Rating Scale）等が、学習障害（LD）のスクリーニング検査として LDI-R（Learning Disabilities Inventory Revised）等があります。

（7）全ての幼児が一人の人間として生きる幼児教育

①「生きる」「育つ」「守られる」「参加する」

日本は「児童の権利に関する条約」（以下、児童の権利条約）に批准しています。「児童の権利」と聞くと、思わず身構えてしまいがちですが、子供が健やかに成長するために欠かせない基本的な権利のことです。「児童の権利条約」では、18歳未満の児童（子供）を権利をもつ主体と位置づけ、おとなと同様にひとりの人間としての人権を認めています。また同時に、おとなへと成長する過程において、子供には年齢に応じた保護や配慮が必要な面もあるため、子供ならではの権利も定めています。その権利とは、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」です。障害のある子供も権利をもつ主体です。教師は、障害のある子供の「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」に対して、どのように向き合うことができるでしょうか。

幼稚園等での活動や行事への取組の中で、障害のある子供が他児とは異なる行動をすることはないでしょうか。例えば、運動会のダンスの練習をしている時に、他児とは違う表現をしたり、集団から外れたりすることなどです。そうした場合、「この活動をしたくないのかもしれない」、「他の子供と一緒に取り組むのは無理なのかもしれない」と考えたくなるどころです。そのような時には、その子供が「どのように参加しているのか」を観察してみてください。例えば、違う動きをしていたとしても他の子供と同じ場所にいたり、離れた場所においても楽しそうにしていたりする場合、その子供なりに「活動に参加している」と捉えることができるでしょう。

障害のある子供の教育においては、まず、障害のある子供一人一人の教育的ニーズを把握することが必要です。そのためにも、「その子供の気持ちや意思が尊重されているかどうか」を考えることが大切です。診断名や障害の特性から、「このような配慮が必要だ」と決めつけてしまっ
てはいませんか。障害があるかどうかにかかわらず、教職員が子供の気持ちや意見を知らうとし、子供の気持ちや意見の実現を考えながら関わるのが、「児童の権利」に対する教職員の向き合い方の一つと言えるでしょう。

【ワーク5】🌸 子供の姿を児童の権利から考える（個別に各ワーク5分ずつ）

他の子供とは異なる行動をする子供のことを思い浮かべてください。「その場面での子供の行動」と「その時の教職員の対応」を、各自で具体的に書き出しましょう。

上記の場面について、「児童の権利」の観点から、どのような工夫が考えられますか。各自で具体的に書き出しましょう。

② 相手を理解し尊重すること

「障害者の権利に関する条約」の第8条は「障害者に関する社会全体（各家庭を含む。）の意識を向上させ、並びに障害者の権利及び尊厳に対する尊重を育成すること」と示しています。学校に対しては、「教育制度の全ての段階（幼年期からの全ての児童に対する教育制度を含む。）において、障害者の権利を尊重する態度を育成すること」としていることを踏まえると、幼稚園等においてもそうした取組が求められています。

学級に障害のある子供が在籍している場合に、子供に対して、障害の理解が深まるような取り組みをしていますか。障害のある子供が安心して生活するために、子供と一緒に支援を考えることもあるかと思いますが、学級は全ての子供のためにあるということも意識したいところです。障害のある子供への支援を考えるのみならず、学級の全ての子供が、お互いに相手を理解し尊重することができるような取組が必要です。子供は関わりながら相手を理解ようになります。教職員が伝えなくても、どのような場面でどのような支援が必要なのかを、子供が理解しているといったことはありませんか。日々の園生活の中で、子供同士の関わりや相互の理解の促進を図るようにしましょう。

子供も含め私たちは、障害を含む様々な背景をもつ人と共に共生社会をつくる一員です。幼児期に障害のある子供が同じ学級に在籍していてもしていなくても、将来「あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら」（幼稚園教育要領前文）生活できるようにするための基礎を培うことが求められます。「友達のように気づき、一緒に活動する楽しさを味わう」（領域「人間関係」内容（7））ができるよう配慮しながら、指導の展開を図りましょう。

③ 障害のある子供をもつ保護者の虐待の防止

児童虐待は重大な権利侵害であり、法律上でも禁止されています。「子ども虐待対応の手引き」（厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、平成25年8月改正版）では、虐待に至るおそれのある要因（リスク要因）として、1. 保護者側のリスク要因、2. 子ども側のリスク要因、3. 養育環境のリスク要因、4. その他虐待のリスクが高いと想定される場合を挙げています。子ども側のリスク要因は、「乳児、未熟児、障害児など、養育者にとって何らかの育てにくさを持っている子ども等」とあります。障害のある子供への養育では、その子の障害の状態や特性が異なりますので、保護者にはその子供への対応に工夫や配慮が求められ、心理的不安やプレッ

シャーから虐待のリスクが生じることがあります。

障害のある子供の保護者は、時間をかけて子供を受け止めていきます。そのような保護者の心理的状況や、障害に対する理解や受け止めの状況を理解した上で、子供の養育を支援しましょう。また、「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）」第5条は、「学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない」とあり、教職員に早期発見に努める責務を課しています。教職員も児童虐待の理解を深めることが求められています。「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」（文部科学省、令和2年6月改訂版）や研修教材「学校現場における虐待防止に関する研修教材」（文部科学省、令和2年1月23日）「児童虐待防止と学校」（文部科学省、2007）を活用しましょう。また、各自治体でも、児童虐待のチェックリストを作成しています（本章末の関連情報を参照）。自園の体制づくりに役立てましょう。

2. 学級の中でのその子を考えてみよう

(1) 互いのよさに気づき共に育つ仲間として

幼稚園教育要領前文には、「これからの幼稚園には、学校教育の始まりとして、こうした教育の目的及び目標の達成を目指しつつ、一人一人の幼児が、将来、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにするための基礎を培うこと」とあります。

また、幼稚園教育要領第2章「人間関係」の内容の取扱いには、「(2) 一人一人を生かした集団を形成しながら人と関わる力を育てていくようにすること。その際、集団の生活の中で、幼児が自己を発揮し、教師や他の幼児に認められる体験をし、自分のよさや特徴に気づき、自信をもって行動できるようにすること」とあります。そうした教育を実現していく上では、教職員自身が、子供一人一人のよさや特徴を把握する必要があるでしょう。

【ワーク6】 学級の子供のことを考える（個別10分、話し合い15分）

各自で用紙を用意し、学級の全ての子供の名前を書き出しましょう。名簿を活用してもいいでしょう。名前の横に、その子供の「得意なことや好きなこと」と「よく一緒にいる子供の名前とその子供との関係」を書きましょう。書けないところは空欄でも構いません。全ての子供について考えてください。その後で、書いてみた感想などを話し合いましょう。

自分がワークをした感想など

話し合って気付いたこと

学級の子供一人一人が、他者から受け入れられているでしょうか。また、それぞれに自己を発揮することができているでしょうか。各自で担当している子供の顔を思い浮かべながら、あらためて以下の様な機会があるか、考えてみてください。

該当する□にチェックを付けてみましょう。

- 自分の思いや意見を表現する
- 自分のしたい遊びの場所に自由に動く
- 自分の好きなことに没頭する時間がある
- 当番活動や手伝いなどをする
- 学級の他の子供を助ける

ワーク5や上記のチェックリストで気になる子供がいた場合、どのような環境の構成や援助ができるでしょうか。具体的な環境の構成や援助を考え、実践に結びましょう。アイデアがでにくい時は、以下のことを手掛かりにしてください。ヒントは他にもたくさんあるはずです。

- ・ 一日の流れ
- ・ 担任と子供の位置
- ・ 閉じた空間
- ・ 開いた空間
- ・ 思いを伝え合う機会
- ・ 落ち着く場所
- ・ 担任との時間

(2) インクルーシブ教育と多様性の尊重

幼稚園教育要領第1章「第5 特別な配慮を必要とする幼児への指導」の1では、障害のある子供などが「集団の中で生活をするを通して全体的な発達を促していくことに配慮」とされています。その集団の中で生活をするときのあり方を示す概念としてインクルーシブ(inclusive)があります。インクルーシブとは、包摂と訳されることもあり中に包み込むという意味をもちます。インクルーシブな教育では、全ての子供が、安心して、充実しながら生活や遊び、学習等ができるような状況を目指します。ユニセフは、インクルージョン(誰もが受け入れられる社会)を提言しており、民族やジェンダー、障がい、その他様々な要因で起こる個人への差別に対処するだけでなく、構造的な差別をなくすための取組を呼び掛けています(UNICEF 2022)。

とはいえ、同じ場所で過ごせば、インクルーシブな教育になるというわけではありません。全ての幼児が、学級の一員として受け止められ、その場にいることが楽しいし安心だと思えることが大切です。自分が他者のためになっているという充実感や、他者に支えられているとい

う安心感に支えられながら、学級や幼稚園等というコミュニティ（共同体）を構成する一員として、互いを認識していきます。

（3）幼稚園教育要領等と教育課程について語り合おう

【ワーク7】🌸 自園の教育課程等の魅力を見付けよう（個別3分、話し合い7分）

皆さんの幼稚園等の教育課程等を各自に配布するなどし、参照できるようにしてください。自園の教育課程等において、障害のある子供にとって魅力的な点を、各自でできるだけ多く見付けましょう。その後で考えたことについて話し合いましょう。

自園の教育課程等において、障害のある子供にとって魅力的な点（個別）

話し合った内容など

① 幼稚園等は障害のある子供のための特別な教育課程や全体的な計画（以下「教育課程等」と表記）を編成しない

幼稚園等の教育課程等は、入園から修了まで、園生活を長期的に見通し、幼児がどのように発達していくのか、それぞれの時期にどのような経験をしていくのかを明らかにして、編成されます。幼稚園等では、全ての子供が、共通の教育課程等のもとで指導を受けます。小学校のように、障害のある子供のために、特別に教育課程を編成することはありません。

② 幼稚園等に特別な教育課程等がないとしても

幼稚園等では、特別な教育課程等を編成することはありませんが、子供の実態に応じた教育を展開しています。障害のある子供は、自身の興味や関心から遊びを見つけたり、得意なことを楽しんだり、苦手なことに向き合ったり向き合わなかったりしています。一人一人が自分らしく生きることが、自明のこととして守られる風土は、幼児教育の原点です。今後、より意識

的に、特別な支援を考えていく上で、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画（第3章 指導・支援編を参照）」を作成し、活用していくことが求められます。

3. これからの社会に向けて

(1) 障害の社会モデル

① 障害はどこにあるか

「障害は、どこにありますか？」と尋ねられたら、どのように答えますか。「障害児」や「障害者」という表記が使われていることから、「障害は人にある」という答え方があるでしょう。車いすを使っている子供だから、その子供は障害児であるという言い方をしている人がいるでしょう。同様に、自閉症の診断があるから、その子供は障害児であるという言い方をしている人がいるでしょう。確かに、子供自身の状態や医学的診断を根拠にして「障害は人にある」という考え方は成り立つかもしれませんが。

でも、本当にそうでしょうか。障害は人にあるのでしょうか。

車いすを使っている子供で考えてみます。車いすを使うことによって、様々な困難が生じることがあります。皆さんの幼稚園等はどうかでしょうか。もしも、明日、車いすを使っている子供が転園してきたとしたら、どのようなことが起きるでしょうか。

あちらこちらに段差があったり、下駄箱に手が届かなかったり、トイレが車いす対応になっていなかったり、水道に近付くことができななかったり、保育室が2階なのにエレベーターが設置されていなかったりなど、その子供が困難な状況になることがあるかもしれません。このように、社会で生活していく際に生じる困難さのことを「社会的障壁」と呼びます。

皆さんの幼稚園等が、玄関から保育室まで全く段差がなく、下駄箱、トイレ、水道などが車いすを使っている子供を含めて全ての子供に使いやすく、エレベーターも設置され必要に応じて使うことができるようになっているとしたらどうでしょうか。「社会的障壁」はどこにもありませんね。

同じ子供であっても、どのような環境の幼稚園等に入園するかによって、生じる困難さ、つまり「社会的障壁」は全く異なります。このことは子供本人の状態とは全く関係ないことです。子供本人は変わらなくても、幼稚園等の環境や指導が異なることで「社会的障壁」は異なります。障害について考える時、子供の心身機能だけではなく、「社会的障壁」について視野に入れる必要があります。障害は個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務である、という考え方を「障害の社会モデル」と呼んでいます。

② 社会が変わるということ、保育を見直すということ

これまでの社会では、障害があると言われていた人が、努力して能力を身に付けたり、道具や工夫によって能力を補ったりすることによって社会に合わせようとするのが当然のように考えられていたかもしれません。

しかし、これから私たちが目指す社会は、障害があると言われていた人たちが努力するだけでなく、社会が努力して変化していくことが求められます。これが、前述した「共生社会」（本

章の「『基礎理論』の活用に当たって」を参照) を作ることに繋がります。どれだけ「社会的障壁」をなくすことができるのかを、社会全体で考え実践していくことが求められています。

私たち、教育に関わる者たちは、障害の社会モデルを基本にして、幼稚園等の環境や自分自身の指導を常に見直し、よりよいものにしていかななくてはなりません。

【ワーク8】園にある社会的障壁について考える（個別5分、話し合い10分）

皆さんの幼稚園等に車いすを使っている子供が入園してきたとしたら、どのような「社会的障壁」がありますか。各自で書き出しましょう。その後で、書き出した「社会的障壁」について、解説を踏まえて話し合いましょう。

「社会的障壁」について（個別）

話し合った内容など

以上書き出した「社会的障壁」に対して、どのような対策ができるでしょうか。下記に各自で書き出しましょう。その後で、書き出した内容を共有しながら、話し合いましょう。

対策について（個別）

話し合った内容など

同じように、自閉症の特性のある子供が入園してきたとしたら、どのような「社会的障壁」があり、どのような対策が考えられるでしょうか。あるいは、視覚障害のある子供が入園してきたらどうでしょうか。車いすの例のようにワークをしてみましょう。

自閉症の特性については、「本章 1 (3) 発達障害の特性の理解」を参照しましょう。

【コラム】ICF：国際生活機能分類

今回は、「障害の社会モデル」について考えました。この「障害の社会モデル」は、世界的に共通した考え方です。WHO（世界保健機構）は、「生きることの全体像」を示す共通言語として、ICF（International Classification of Functioning, Disability and Health：国際生活機能分類）を 2001 年に採択しました。この ICF は、障害のある人だけに関するものではなく、すべての人の生活機能と障害に関する状況の記述を可能にしました。すなわち、「生きることの全体像」の中で障害を捉えていく、ということです。では、私たちが「生きること」とは、どういうことでしょうか。呼吸をすること、食べること、考えること、体を動かすこと、仕事をする事…それらは、私たちが生きることの一部です。では、「生きること」そのものは、どのように考えたらよいでしょうか。例を挙げながら考えていきましょう。

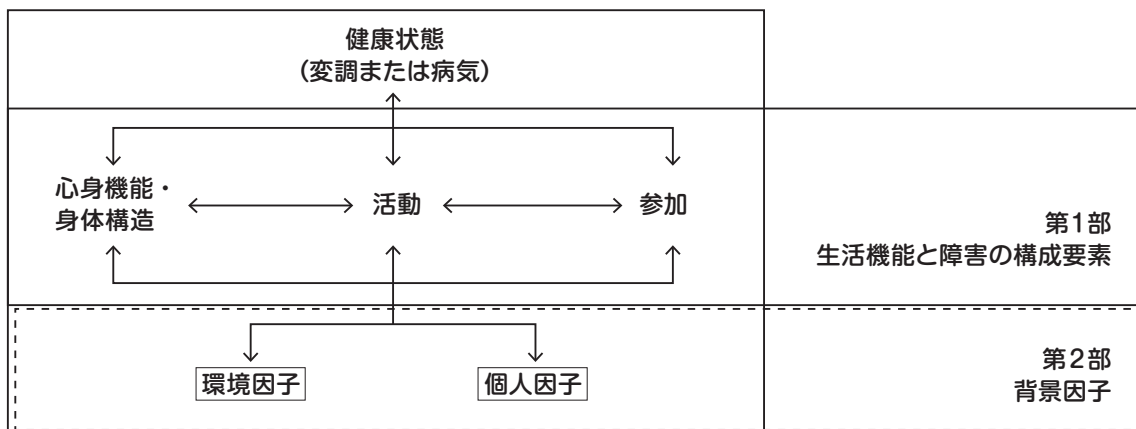


図 1-1 ICF の生活機能モデル（厚生労働省、2002 の図を一部改編）

ICFは、私たち全ての健康の構成要素を示しています。図1-1の通り、第1部「生活機能と障害の構成要素」（実線）と第2部「背景因子」（点線）で構成されています。例えば、教師のA先生が足を骨折した場合、

- ・足が動かないという状態となり（図1-1の第1部の身体構造）
- ・長い距離を歩く、走る、しゃがむなどが難しくなり（図1-1の第1部の活動）
- ・幼稚園等で子供と活動する場面に制約が生じる（図1-1の第1部の参加）

ことが想定できます。このように、A先生の生活と障害の状況を、「心身機能（身体系の生理的機能（心理的機能を含む）・身体構造（器官・肢体とその構成部分などの、身体の解剖学的部分）」「活動（課題や行為の個人による遂行）」「参加（生活や人生場面への関わり）」の3つのレベルで捉えます。そして、A先生の状態は、時間の経過とともに変わっていくことでしょう。具体的には、

- ・骨折の治癒が進む（身体構造）→動かせる範囲が広がる（活動）→子供との活動が増える（参加）

ことが予測できますが、一方で、

- ・子供と可能な範囲で体を動かす（参加）→動かせる範囲が広がる（活動）→骨折の治癒が進む（身体構造）

ことも起こっていると考えられます。図1-1の矢印が全て双方向であることは、ICFの構成要素が互いに作用していることを示しています。

さて、A先生について、「幼稚園等に通勤して子供と継続して関わる」という前提で話を進めましたが、これが「幼稚園等に通勤できない」場合だとどうでしょうか。その場合、「教師として幼稚園等で働く（参加）」ことそのものに制約がかかります。この「幼稚園等に通勤できない」状況は、勤務地の場所やA先生が住んでいる地域で利用可能なサービスなどによって決まります。ICFでは、第1部の状態が個人だけで決まるものではなく、周囲の環境との相互作用で成り立っていることを示しています。なお、ここでの「環境」として、物的な環境だけでなく、人的な環境、態度や社会意識などの環境、制度的な環境が挙げられます。また、幼稚園等に通勤できない状況となった時、A先生が「それなら頑張って早く治そう」と思うか「辛くて気力がわかない」と思うかによっても、状態は変わってきます。

先に述べた通り、「障害」は、このICFの中で捉えることができます。目の不自由な方が買い物をした時、点字ブロックや縁石が整っている、介助員が付いているなどの物的、人的な環境や、地域の人がさりげなく道をあけたり、移動にかかる時間をゆったり待つことができたりするなどの態度や社会意識としての環境が整っていれば、その人の活動はほとんど制限されません。また、買い物先で、店員や近所の友達との話を楽しむようなことができれば、地域コミュニティ（共同体）へのより充実した参加にも繋がります。ICFでは、「何が難しいか」

だけでなく「(難しさがあっても) どのようにしたらできるのか」ということも含めて生きることの全体像を捉えることができるのです。

学級は、その子にとって生活の場そのものです。すなわち、「参加」との関わりが深いと考えられることができそうです。学級の中でのその子の参加について、教職員や幼稚園等がどのように捉えているのか(意識)、周囲の子供や教職員がどのような働き掛けや声掛けをその子にしているのか(態度)、物的、人的な環境はどのように整えられているのかなどを含めて、その子の参加について考え続けることが大切です。

(2) 「障害者の権利に関する条約」における「合理的配慮」

「障害者の権利に関する条約」第24条は、「あらゆる段階における障害者を包容する教育制度及び生涯学習を確保する」とあり、その権利の実現に当たり確保するものの一つとして、「合理的配慮が提供されること」を求めています。「合理的配慮」とは、同条約の第2条において「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」と定義されています。

事例

C児(5歳男児)は、製作活動や外遊びが好きでよく取り組みますが、活動の切り替えが苦手で強く抵抗することがあります。集会や発表会では、じっとしていることが苦手です。全体への指示では理解が十分ではなく、個別に伝え直しています。

また、年下の子供には穏やかに関わることができますが、同じ年齢の子供に対しては衝動的に手が出たり、強い言葉を発したりすることがあります。発達検査では、聴覚からの情報を受け取る力が弱く、視覚的な刺激に反応しやすいことや、協調した運動が苦手であり、一定の姿勢を維持する難しさが推測される結果でした。一方で、社会生活能力は実年齢に近い発達状態で、大きな落ち込みは見られませんでした。なお、医療機関を受診しておらず、診断は受けていません。

※インクルーシブ教育システム構築支援データベース(独立行政法人国立特別支援教育総合研究所)で紹介されている事例を、一部変更して掲載しています。

【ワーク9】事例から考える（個別5分、話し合い10分）

皆さんがC児の担任だとしたら、どのような工夫をすることができるでしょうか。思い付くことを各自で書き出しましょう。

C児の担任としてできる工夫など（個別）

書き出した内容を共有しながら、話し合しましょう。

話し合った内容など

（3）基礎的環境整備

①「合理的配慮」と「基礎的環境整備」

障害者基本法第16条第1項において、「国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない」とされました。さらに、第16条第4項において、「国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設の整備その他の環境の整備を促進しなければならない」とされています。「合理的配慮」の充実を図る上で、「基礎的環境整備」の充実は欠かせません。そのため、必要な財源を確保し、国、都道府県、市町村は、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組として、「基礎的環境整備」の充実を図っていく必要があります。

②「基礎的環境整備」の内容

文部科学省（2012）は、「基礎的環境整備」として、以下の8項目を示しています。

- (1) ネットワークの形成・連続性のある多様な学びの場の活用
- (2) 専門性のある指導体制の確保
- (3) 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成等による指導
- (4) 教材の確保
- (5) 施設・設備の整備
- (6) 専門性のある教員、支援員等の人的配置
- (7) 取り出し指導や学びの場の設定等による特別な指導
- (8) 交流及び共同学習の推進

一般に「環境整備」というと、教材などの物的環境の整備や施設整備等を思いうかべますが、ここでは学びの場を整えていくための環境整備を踏まえた内容となっています。たとえば、(1) ネットワークの形成・連続性のある多様な学びの場の活用では、幼稚園等から高等学校まで、特別支援学級や特別支援学校など、多様な学びの場が確保されています。就学後や進学後も、子供の姿や指導方法などが共有されていくことも大切です。(2) 専門性のある指導体制の確保では、園内委員会*¹を設置し、特別支援教育コーディネーター*²を指名して、巡回相談など外部の専門家を活用した指導体制を整備します。(3) 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成も、幼稚園等が担う「基礎的環境整備」の一つと言えるでしょう。(6) 専門性のある教員、支援員等の人的配置については、人的配置の経費の一部は公的資金で賄われています。また、教職員の特別支援教育の専門性を高めるため、国、都道府県、市町村は園外での研修を、幼稚園等は園内での研修を計画し、実施します。これらすべてが特別な配慮を必要とする幼児への指導を進める基礎的な環境整備として大切な事項です。

【*1 園内委員会】特別支援教育実施の責任者である園長が設置します。特別支援教育コーディネーターが指名され、園務分掌に位置付けられます。障害のある子供の実態把握や支援の検討を行います。

【*2 特別支援教育コーディネーター】園内委員会や園内研修の企画・運営、関係諸機関との連絡・調整、保護者からの相談窓口などを担います。園長等管理職は、特別支援教育コーディネーターが、幼稚園等において組織的に活動できるようにサポートしていきます。

【ワーク 10】 自園の基礎的環境整備の状況（話し合い 5 分、個別 5 分、話し合い 10 分）

皆さんの幼稚園等の「基礎的環境整備」の状況はいかがでしょうか。以下の各項目について、話し合いながら□にチェックを付けてみましょう。

- | | |
|---|---------------|
| <input type="checkbox"/> ① 園内委員会* ¹ の設置 | 【基礎的環境整備 (2)】 |
| <input type="checkbox"/> ② 特別支援教育コーディネーター* ² の指名 | 【基礎的環境整備 (2)】 |
| <input type="checkbox"/> ③ 巡回相談の活用 | 【基礎的環境整備 (2)】 |
| <input type="checkbox"/> ④ 個別の教育支援計画の作成 | 【基礎的環境整備 (3)】 |
| <input type="checkbox"/> ⑤ 個別の指導計画の作成 | 【基礎的環境整備 (3)】 |
| <input type="checkbox"/> ⑥ 特別支援教育に関する園外の研修の受講 | 【基礎的環境整備 (6)】 |
| <input type="checkbox"/> ⑦ 特別支援教育に関する園内研修の実施 | 【基礎的環境整備 (6)】 |
| <input type="checkbox"/> ⑧ 特別支援学校などとの交流 | 【基礎的環境整備 (8)】 |
| <input type="checkbox"/> ⑨ その他 (|) |

上記で整っていない項目や見直したい項目がある場合、優先度の高い1項目を選びましょう。選んだ項目を実現する上でできることを、下記に各自で書き出しましょう。その後で、書き出した内容を共有しながら、話し合しましょう。

項目番号 []

教職員にできること（個別）

幼稚園等としてできること（個別）

幼稚園等以外の協力によってできること（個別）

話し合った内容など

4. 「基礎理論」のまとめ

以上で、「基礎理論」の園内研修は終わりです。いかがでしたでしょうか。本章では、特別な配慮を必要とする幼児への指導の充実に関する基礎的な知識や理論を紹介しました。言葉の定義や条約、法令なども登場し、「ちょっと難しい」と感じることもあったかもしれませんが、本章の『『基礎理論』の目的』でも述べたように、1回の研修で全てを理解することができなくても大丈夫です。「一通りやったから、もう二度と取り組まなくてもよい」ということではなく、今後も園の状況を踏まえながら、「基礎理論」の研修を続けましょう。それまでの研修では気付かなかったことに気付いたり、前は浮かばなかった工夫を思い付いたりといったこともあるかもしれません。

以下、本章の『『基礎理論』の活用にあたって』に基づき、研修の確認項目を並べます。該当する□にチェックを付けてみましょう。

- 自分の学級のことは、自分一人で解決しなければならないと思込んでいませんか
- 迷っていることや困っていることを教職員で話し合う関係づくりができていますか
- 全ての参加者が対等な立場で語り合うことができましたか
- 「もう少し知りたい」と思う内容がありましたか
- 「もう少し知りたい」時に、どうすればよいかわかりますか
- 「一人一人の子供を丁寧にみる」とはどういうことか、考えることができましたか
- 私たちも「共生社会」の担い手であることについて、少しでも考えることができましたか

全ての子どもたちは、「あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働」する「共生社会」の担い手です。障害や多文化も包み込みながら、多様性を理解し、尊重することができる子供を育てることについて、これからも考えていきましょう。

「法令・参考資料」

- 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 インクルーシブ教育システム構築支援データベース（インクルDB） Retrieved from <http://inclusive.nise.go.jp/>（2022年12月1日）
- 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所発達障害教育推進センター 発達障害とは Retrieved from <http://cpedd.nise.go.jp/rikai/about>（2022年12月1日）
- 外務省（2020）. 児童の権利に関する条約 Retrieved from <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/index.html>（2022年12月1日）
- 外務省（2022）. 障害者の権利に関する条約 Retrieved from https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/index_shogaisha.html（2022年12月1日）
- 厚生労働省（2002）. 国際生活機能分類——国際障害分類改訂版——（日本語版）の厚生労働省ホームページ掲載について Retrieved from <https://www.mhlw.go.jp/houdou/2002/08/h0805-1.html>（2022年12月1日）
- 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課（2013）. 子ども虐待対応の手引き（平成25年8月 改正版） Retrieved from https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/dl/120502_11.pdf（2022年12月1日）
- 文部科学省（1994）. 児童の権利に関する条約 Retrieved from https://www.mext.go.jp/a_menu/kokusai/jidou/main4_a9.htm（2022年12月1日）
- 文部科学省（2007）. 研修教材 児童虐待防止と学校 文部科学省 Retrieved from https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1280054.htm（2022年12月1日）
- 文部科学省（2012）. 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告） Retrieved from https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/attach/1321669.htm（2022年12月1日）
- 文部科学省（2016）. 発達障害者支援法 Retrieved from https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main/1376867.htm（2022年12月1日）
- 文部科学省（2020a）. 学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き（令和2年6月改訂版） Retrieved from https://www.mext.go.jp/content/20200629-mxt_jidou02-100002838.pdf（2022年12月1日）
- 文部科学省（2020b）. 学校現場における虐待に関する研修教材 Retrieved from https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/_icsFiles/afieldfile/2020/01/28/20200128_mxt_kouhou02_01.pdf（2022年11月27日）
- 内閣府（2016）. 障害者権利条約 Retrieved from https://www8.cao.go.jp/shougai/un/kenri_jouyaku.html（2022年12月1日）
- UNICEF（2022） ユニセフの主な活動分野・インクルージョン https://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_act05.html（2022年12月1日）

【関連情報】**【文部科学省作成資料】**

- ・初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1414027.htm

【厚生労働省が公開する発達に関するチェックリスト】

- ・吃音、チック症、読み書き障害、不器用の特性に気づく「チェックリスト」活用マニュアル
<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000521776.pdf>


【自治体が公開する発達に関するチェックリスト（一部）】

- ・大分県教育委員会 幼児発達チェックシート
<https://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/shiennotebiki-tokushi.html>
- ・滋賀県総合教育センター 幼児理解のためのチェックシート
<https://www.shiga-ec.ed.jp/www/contents/1654052685824/simple/check1.pdf>
- ・富山県教育委員会 子供のために先生が気づいて動けるチェックリスト
http://center.tym.ed.jp/wp-content/uploads/2019cL_full.pdf

【自治体が公開する児童虐待に関するチェックリスト（一部）】

- ・千葉県教育委員会 教職員のための児童虐待対応リーフレット
<https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/jisei/jinkennyouiku/gyakutaitebiki.html>
- ・福島県児童家庭課 虐待防止連携マニュアル 3章虐待発見のポイント（チェックリスト）
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21035a/manual.html>
- ・神奈川県 早期発見のためのチェックリスト
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/w6j/gyakutaitaisakusienka/soukihakken.html>
- ・岡山県教育委員会 「子どもが心配」チェックリスト（幼児用）（児童生徒用）
<https://www.pref.okayama.jp/site/16/490764.html>
- ・東京都福祉保健局 虐待に気づくためのチェックリスト
<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/katei/taiseikyoka310125.files/checklist.pdf>

研修を進めるために 園内研修進行のポイント

ここでは、 マークの付いたワークについて、園内研修進行役を務められる先生向けに、その目的と進行する上で配慮いただきたいことを載せています。園の進めやすさを優先に参考程度に見てください。

	ワークの目的	園内研修進行役の方に 配慮いただきたいこと
ワーク2	<p>幼児教育で大切にされている考え方は、特別な配慮を要する子供にもそのまま当てはまることを確認する。</p> <p>参加者自身が幼児教育で大切にしている考え方や思いを、周囲の先生方と共有する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「話さなければいけない」という雰囲気ではなく、保育後の環境整備の時間や職員室等でお茶を飲みながら「ふと話題にしたくなる」イメージで取り組んでいただければと思います。 ・取り上げた場面がポジティブなものでもネガティブなものでも、取り上げた背景にある参加者の保育への思いを大切に進めていただければと思います。
ワーク3	<p>子供同士の関わりに対して、参加者自身がどのようなまなざしを向けているかを自覚する。</p> <p>子供同士が相互に繋がり合うために、保育や保育者ができる工夫や配慮を考える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・まずは、参加者それぞれの思いや実際の援助を出し合いながら「子供たちが互いを知る／共に過ごす」ためにどのような援助が可能かという視点で話し合いができればと思います。 ・援助に解答はないので、ワークを通して参加者それぞれの選択肢や判断するための材料を増やすということを意識して取り組んでいただければと思います。
ワーク4	<ul style="list-style-type: none"> ・「アセスメント」は、専門家が実施する特別なことではなく、教職員が担うアセスメントもあることを理解する。 ・チェックリストの結果のみから、子供を理解したつもりになるのではなく、多様な情報から総合的に判断する姿勢を得る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「アセスメント」はなじみにくい言葉です。戸惑う参加者がおられるかもしれません。「アセスメント」と意識していなくても、教職員が日頃から読み取っている情報が、大切なアセスメント情報になり得るということに、気付いていただければと思います。

	ワークの目的	園内研修進行役の方に配慮いただきたいこと
ワーク5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子供が権利の主体者であることを確認する。 ・ 権利擁護の観点から幼児教育を考える。 	<p>①園内研修進行役から説明していただき、参加者に各自ワークを取り組んでいただきます。「児童の権利」と聞くと、堅苦しく感じられる参加者もおられるかもしれません。ユニセフ協会の子どもの権利のポスターなどを利用し、具体的に「児童の権利に関する条約」にある権利をいくつか（「意見を表す権利」や「表現の自由」など）普段の実践でも大切にしていることでもあることを確認していただけると、取組やすいかと思います。しかし、解説のように配慮しているつもりでも、子供の思いとは別に、教職員の思い込みで対応していることもあるかもしれません。そのような振り返りを促していただければと思います。</p> <p>②③は園内研修進行役からご説明いただきます。</p> <p>②多様性を認め合う共生社会の実現のためには、幼児期からの多様性への理解が不可欠だということを研修の中で確認していただきたいと思います。配慮の必要な子供が在籍している時だけではなく、日常的な保育の中で、障害のある人への理解が深まるような工夫の必要性を共有していただきたいと思います。</p> <p>③文部科学省（2020）「学校・教育委員会向け虐待対応の手引き」p.20 を参加者の皆さんと読み合わせ、各参加者の保護者との向き合い方のヒントとしてください。また、別の機会には、組織として、児童虐待への体制づくりについて、取り組んでください。</p>

	ワークの目的	園内研修進行役の方に 配慮いただきたいこと
ワーク6	<p>特別な支援の対象になっている子供もなっていない子供も、同じ土俵で見直す機会をもつ。子供同士がお互いに仲間として互いのよさに気付くために、まず教職員の視点を確認する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・名前を書き出すためのA4程度の用紙を用意しておき、ノート等を持っていない参加者に渡せるようにしてください。先に「得意なことや好きなこと」を一人ずつ書き出してから、子供同士の関係について考える方が進めやすいかもしれません。 ・子供同士の関係について、書き始められない人がいる場合は、遊びの空間や種類ごとに、そこによくいる子供の名前を書き出すように伝えてください。 ・空欄になっていても、紙の上に全員の子供の名前が書いてあることが大切です。
ワーク7	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園等において、障害のある子供を対象とする特別支援を実践していく上では、個別の指導計画や個別の教育支援計画を作成し、その子に応じた支援を具体化する必要がある、ことを理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事前に、自園の教育課程を人数分（あるいはグループ数分）用意してください。 ・「自園の教育課程に、障害のある子供にとって魅力的な点がある場合」は、その点を確認し、共有しましょう。そして、必要に応じて、個別の指導計画を作成することを確認しましょう。個別の教育支援計画は、幼稚園等から高等学校までの一貫した支援を、福祉、医療、保健等や家庭との連携のもとに作成することを確認しましょう。 ・「自園の教育課程に、障害のある子供にとって魅力的な点がない場合」は、まずは、その子供の個別の指導計画や個別の教育支援計画を作成し、実践していきましょう。実践を重ねることを通して、教育課程を見直すことも考えていきましょう。

第2章

組織体制

「組織体制」の活用にあたって

1. 園内組織体制について
2. 特別支援教育に関する自園に合った計画・支援体制を考えよう
3. 「組織体制」のまとめ

引用・参考資料

研修を進めるために 園内研修進行のポイント

● 組織体制 ワーク一覧 ●

1. 園内組織体制について

(1) 園の教育理念に沿った特別支援教育

【ワーク1】 自園の現状について確認しよう（個別3分、話し合い10分）

(2) 園内組織体制

【ワーク2】 自園の課題について考えよう（個別5分、話し合い15分）

2. 特別支援教育に関する自園に合った計画・支援体制を考えよう


(1) 自園の実態と課題－在園児と職員構成－

【ワーク3】 園の課題を整理し、必要な研修を考えよう（個別10分、話し合い30分）

(2) 特別支援教育に関する年間計画の作成

【ワーク4】 ワーク3を活用して年間計画を作成してみよう（話し合い40分）

(3) 「特別支援教育コーディネーター」の役割と自園での活用

【ワーク5】  特別支援教育コーディネーターの役割を考えよう（個別5分、話し合い10分）

【ワーク6】  情報交換の工夫を考えよう（個別5分、話し合い10分）


(4) 「園内委員会」の実施のポイント

【ワーク7】  事例をもとに模擬的に園内委員会をやってみよう（個別10分、話し合い15分）


【ワーク8】 園内委員会を有効的にするための留意点や工夫を考えよう（話し合い15分）

(5) 関係機関との連携

【ワーク9】  関係機関と連携する手順・留意点を考えよう（個別5分、話し合い15分）

【ワーク10】  地域の関係機関を知り、その働きや連携について考えよう（個別5分、話し合い10分）

(6) 小学校等との連携

【ワーク11】  子供の育ちを小学校にどのように伝えるか考えよう（個別15分、話し合い20分）

「組織体制」の活用にあたって

・「組織体制」の目的

本章は、特別な配慮を必要とする子供への指導において、園全体の特別支援教育の計画的・組織的な体制の在り方について研修することを目的としています。

一口に特別支援教育の組織体制の在り方と言っても、園の規模や教職員数、年齢構成、「特別支援教育支援員」（介助員、加配職員等を含む。以下「支援員」。）の配置等、園の状況は様々です。地域の環境や属する自治体の支援体制の在り方も異なっています。さらに抱えている課題も多岐に渡ることでしょう。

どの幼稚園等も地域の中でかけがえのない存在として地域に根差し、その歴史を積み重ねています。また、どの幼稚園等も特別な配慮を必要とする子供も含め、全ての子供が健やかな成長発達を遂げることを園の教育理念や教育目標の中に掲げています。その教育理念等を実現するために、特別支援教育の視点から、どのような組織体制を整えることが求められるか、組織の構成メンバーはどのような取組が求められるか、まずは自園の実情を把握するところから始めてもらいたいと考えます。

園長や特別支援教育コーディネーターは年間の研修計画を整え、日頃から教職員の資質向上に努めていることと思います。研修を通して、園内委員会の役割や地域の専門機関との連携など基本的な計画的・組織的な体制の在り方の理解を深めるとともに、工夫できることなどを自園の状況と照らし合わせて検討してみましょう。

・「組織体制」の構成の特色と活用

各項目は、ワークを中心に構成されていますので、園内研修の教材として取り組んでみてください。ワークの前後には、項目についての解説文や資料等を載せてあります。

「1. 園内組織体制について」では、まず、全ての子供に質の高い幼児教育を実践していくために園の「教育理念」や「教育目標」を共通理解した上で、特別支援教育の組織体制を考えていくように構成されています。

そのため、ワーク1において自園で目指していることや自園の現状を全教職員で共有します。そして、ワーク2で、課題の洗い出しとその解決の方策についてアイディアを出し合います。このように段階を追って検討できるよう、ワークシートを用意してあります。

「2. 特別支援教育に関する自園に合った計画・支援体制を考えよう」では、(1)、(2)において、特別支援教育に関する年間計画の基本的な流れを理解したり、年間計画を作成する上で園に必要な会議や研修を整理したりするようなワーク構成になっています。特別支援教育に関する園の年間計画と研修計画を作成するにあたっての留意事項を併せて解説していますので、ワークに取り掛かる前にまずお読みください。それらをもとにワーク3、ワーク4に取り組むとよいでしょう。

(3)～(6)は、「特別支援教育コーディネーター」「園内委員会」「関係機関との連携」「小学校等との連携」について、全員で基本的事項を確認した後、各ワークを行う構成になっています。まず個人が問題意識をもち、課題解決に向かって考える時間を大切にしてほしいと思います。その後意見交換をすることで、学び合う研修の成果が見られることでしょう。

それぞれのワークにはおおよその目安となる時間設定をしてありますが、その時々取り組み状況を見ながら、柔軟に調整してください。自園にとって必要な項目を選択し研修を構成することが望まれます。園の実情や教職員のニーズに合った有意義な研修としていきましょう。

・「組織体制」のワーク実施上の留意点

本章を活用する主な対象として、園長や特別支援教育コーディネーターを想定しています。しかしながら、特別支援教育コーディネーターに資する次代を担う人材を育成するという観点から、全ての教職員に学んでもらいたい内容でもあります。特に「特別支援教育コーディネーター」「園内委員会」「関係機関との連携」「小学校との連携」の項目は年間研修計画に位置付けて、全教職員が研修する機会を設け理解を深めることが望ましいと考えます。「一人一人の子供を丁寧にみる」幼児教育の根本を見つめ、教職員それぞれがよりよい園づくりについて考える機会としていきましょう。

第 2 章

組 織 体 制

1. 園内組織体制について

(1) 園の教育理念に沿った特別支援教育

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものとして、OECD 加盟の先進国をはじめ、世界的に注目されています。我が国でも 2019 年より幼児教育・保育の無償化が実施され、公立、私立を問わず幼児教育施設は公的な教育機関として全ての子供に質の高い教育を提供することが求められています。

幼稚園教育要領第 1 章総則にあるように、「幼児期の教育は、(略) 幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とする。このため教師は、幼児との信頼関係を十分に築き、幼児が身近な環境に主体的に関わり、環境との関わり方や意味に気づき、これらを取り込もうとして、試行錯誤したり、考えたりするようになる幼児期の教育における見方・考え方を生かし、幼児と共によりよい教育環境を創造するように努めるものとする。」ことが重要です。また、第 1 章総則の第 5 の特別な配慮を必要とする幼児への指導の 1 障害のある幼児などへの指導に当たっての中では以下のことが挙げられています。

- ・ 集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していくことに配慮し、特別支援学校などの助言又は援助を活用しつつ、個々の幼児の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。
- ・ 家庭、地域及び医療や福祉、保健等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で幼児への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、個々の幼児の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。

各園では、この幼稚園教育要領や幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、園の「教育理念」や「教育目標」が掲げられていることでしょう。目指すべき教育理念や教育目標の達成に向けて、全ての子供に確かな幼児教育を実践していくために、全教職員でまずは幼児教育の基本や園の教育理念・教育目標について共通理解するとともに、個々の子供を中心として、家庭、園、地域、関係機関が連携していく必要があります。そしてその取組の中に、当然、特別支援教育に関することも含まれます。教職員は障害のある子供も含め、全ての子供の姿を肯定的に受け止め、一人一人の特性等に応じて関わるとともに、子供同士が互いを認め合う関係をつくっていくことが大切です。また、集団生活の中で、様々な「個」の存在があるからこそ、集団が育つという視点も大切にしたいものです。

【ワーク1】 自園の現状について確認しよう (①②個別で3分、話し合い10分)

① 「教育理念」「教育目標」を改めて書き出し、具体的に子供の姿などで全体で話し合ってみましょう

② 特別支援教育の視点から、日頃園で大切にしていることを書き出し、全体で話し合ってみましょう

③ アについて個人でチェックした後、イについて全体で話し合しましょう。

ア 下記の項目について確認しましょう。

- 園の教育理念や教育目標を明文化している。
- 園の教育理念や教育目標について園内研修、新任のガイダンスで説明している。
- 園内研修やケース会議等の機会に、園の教育理念や特別支援教育の目標について共有している。
- 園の教育理念等を保護者に対して入園前に園案内等を使って説明している。
- 特別支援教育について入園前、入園後に保護者会や個人懇談等で説明している。
- 自治体の特別支援教育の概要や必要な書類、支援員の有無等について対象者に説明している。

イ いつまでに、誰が、どのような方法で行うか等、確認できていない項目についての改善点

特別支援教育を充実させるに当たり、集団での教育を行う園としての教育理念や教育目標を教職員や保護者と共有しておくことは重要です。特に常勤の教職員だけではなく非常勤の教職員や新たに加わった新任の教職員等とも園の目指す方向性を共有しておきたいものです。

(2) 園内組織体制

幼稚園教育要領等や園の教育理念等に基づいた、特別支援教育を充実させていくためには、それらの方向性を共有するための園内の組織や研修計画、外部の専門家チームとの連携等が必要になります。特別な支援を要する子供が孤立しないようにすることはもちろん、その子供を取り巻く教職員や保護者が園全体や地域を含めて支えることができるように、園として物理的にも心理的にも繋がりのある組織体制を構築していく必要があります。園内の組織体制は、最終的には園長が責任をもって決定するものですが、自園の規模や地域の状況を踏まえて、どのような組織体制を構築していくのかを全教職員が企画段階から関わり、共通認識のもとで組織を編成することが重要です。また、教職員一人一人の願いが反映された組織は、園の状況に応じて柔軟に体制を見直していくことが可能となります。なお、園内委員会等を設けたとしても、組織や役割を決めて終わりではなく、その組織が機能することが重要ですので、教職員が主体的にそれぞれの役割を担うとともに子供を中心に繋がる、繋げる意識をもつことが重要です。

【組織体制例】

以下は委員会・会議の例です。委員会や会議、その構成メンバーや役職、開催時期や回数などは、各園の規模や実態に応じて実施していくとよいでしょう。

委員会・会議名	実施回数	メンバー	内 容
園内委員会	学期毎	園長・特別支援教育コーディネーター・主任・担任・支援員	特別支援に関する方針と支援を要する子供に関する情報共有
個別の教育支援計画作成会議	年に1度 ※事前に保護者との懇談	特別支援教育コーディネーター・主任・担任・支援員	家庭や医療、福祉などの状況や意見を踏まえた計画を作成
個別の指導計画作成会議	学期毎＋担任等からの要請	特別支援教育コーディネーター・担任・支援員・巡回相談員・外部専門家	個々の子供の状況と支援について具体的に話し合う
自治体連絡会議	不定期	特別支援教育コーディネーター・自治体担当者・保護者・外部専門家	個々の子供の状況を自治体の担当者と共有し、支援の必要性を確認
指導計画作成のための会議	毎月	園長・主任・担任・支援員 (参加は任意)	子供の実態と学級・学年の様子を踏まえて、月の指導計画を作成

【ワーク2】自園の課題について考えよう（個別で5分、話し合い15分）

- ① 特別支援教育に関する園の取組を振り返ってみましょう。ここでは、一人一人が思い付くままに付箋紙に記入し下の表に貼り、その後全体で整理してみましょう。

ワークシート

SWOT 分析*の手法を参考に作成

Key word : 子供理解 連携 教材

	プラス要素（よさ、好きなどころ）	マイナス要素（課題、悩み）
内部環境	例 障害のある子供の理解ができている <p style="text-align: center;">強み</p>	例 支援員の人数が少ない <p style="text-align: center;">弱み</p>
外部環境	例 保護者の理解がある <p style="text-align: center;">機会</p>	例 小学校と連携していない <p style="text-align: center;">不安要素</p>

*注：SWOT 分析とは、強み（Strength）弱み（Weakness）機会（Opportunity）脅威（Threat）の頭文字を組み合わせた事業や機関の状況について分析し、問題解決策を考える手法です。

- ② 「弱み」や「不安要素」から、課題を全体で導きましょう。

【特別支援教育における組織体制に関する課題】

- 例 担任の負担が大きすぎる
- 例 関係機関や保護者と連携するときの窓口が不明確である

③ (時間があれば) ②で出された組織体制の課題に対して、下の表を使って課題解決の具体的なアイデアを出し合ひましょう。その際、①の表の「強み」や「機会」を生かすとよいでしょう。

ワークシート

1 課題解決に向けてどのような方法が考えられますか。

例 子供理解や支援内容など保育について気軽に相談できる人をつくる。

2 どのような組織体制にしたらいいですか。

例 特別支援教育の相談係をつくる。

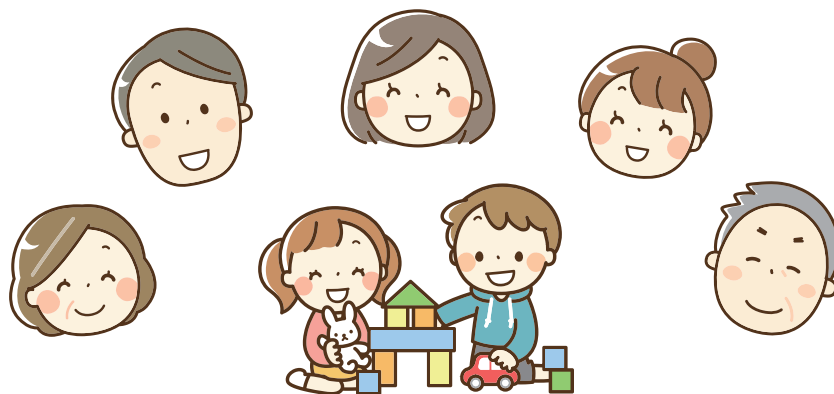


2. 特別支援教育に関する自園に合った計画・支援体制を考えよう

幼稚園教育要領では、「障害のある幼児などへの指導に当たっては、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していくことに配慮し、特別支援学校などの助言又は援助を活用しつつ、個々の幼児の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。」とあります。園長は、特別支援教育実施の責任者として、園内委員会を設置し、特別支援教育コーディネーターを指名し、園務分掌に明確に位置付けるなど、園全体の特別支援教育の体制を充実させる必要があります。教職員が特別支援教育や障害に関する理解を深めながら専門性の向上を図り、個々の子供の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を園全体で検討しながら適切な指導を行うことができるように、特別支援教育に関する園の年間計画を立て、支援体制を考えていきましょう。

年間計画の作成の中では、研修計画も併せて考えます。研修計画は、毎年位置付けて行っていくものと、その年の課題を踏まえて重点的に位置付けていくものなど、園の実態を踏まえて計画を作成していくことが大切です。例えば、その年に在園する子供の障害の状態によっては、その障害に関する理解を深める研修が必要となってきますし、その支援に関して専門的知識を有する方からの助言を含めた研修を行っていくことが必要となってくるでしょう。また、自治体で主催される研修など、外部での研修を効果的に取り入れていくことも必要です。研修の計画も含め支援体制を考えていく際には、特別支援教育コーディネーターを中心に教職員が連携・協力し、園内委員会を活用しながらより充実した支援ができるようにしていきましょう。

障害のある子供のみならず、教育上特別な配慮や支援を必要とする子供が在籍している可能性があることを踏まえ、全ての教職員が特別支援教育の目的や意義を十分に理解し、指導を充実させていくことができるように年間の計画を作成していくことが大切です。



(1) 自園の実態と課題 ー在園児と職員構成ー

ここでは、園の実態から課題を明らかにしていきます。ワーク3に取り組む際に、園の実態を確認できる基礎資料があると、園の体制や状況などを全員で確認しながら課題を考えていくことができます。この基礎資料は、管理職と相談し、特別支援教育コーディネーターが事前に作成しておくといよいでしょう。以下の「園の実態に関する基礎資料」を作成する際に、園の規模に応じて、枠は自由に調整してください。

《園の実態に関する基礎資料》

園 組 織				名前（園内委員会の構成員：○、特別支援教育コーディネーター：◎）	
		園長・副園長・教頭			
		教諭・保育教諭（名）			
		非常勤職員（名）			
		支援員：教育時間（名）			
		支援員：教育時間外（名）			
要支援児		支援を要する園児名	支援員の有無	支援を要するポイント	
3 歳 児	組	在・不在			
	組	在・不在			
4 歳 児	組	在・不在			
	組	在・不在			
5 歳 児	組	在・不在			
	組	在・不在			

【ワーク3】園の課題を整理し、必要な研修を考えよう（個別 10分、話し合い 30分）

① 個別のワーク

園の特別支援教育に関する課題について整理し、必要な研修を考えてみましょう。

<p>【特別支援教育に関する園の課題】</p>		<p>【必要な研修内容や園内委員会】</p>
--------------------------------	--	-------------------------------

② 全体での話し合い

<p>【特別支援教育に関する園の課題】</p>		<p>【必要な研修内容や園内委員会】</p>
--------------------------------	--	-------------------------------

○必要な園内委員会の回数は…

○必要な研修は…



(2) 特別支援教育に関する年間計画の作成

園の特別支援教育を充実したものにしていくために、特別支援教育に関する年間計画を作成していきます。年間計画を立てていく際には、【ワーク3】を踏まえて、園内委員会や研修を必要な時期に入れていくことができるようにしましょう。

《参考1》年間計画作成の項目について

① 園内委員会

計画的に、または必要に応じて開催し、子供について情報を共有して指導の工夫を考えていきます。

園の規模により教職員の人数や支援員等の配置も異なります。園内委員会の開催にあたっては、園長、特別支援教育コーディネーターを中心としながら、内容によって参加者を柔軟に考えられるとよいでしょう。また、園内委員会を充実させていくためには、「そのときに抱えている課題を解決する」「子供の困難に視点を当て、子供（または担任）が困っていることの解決を目指す」など、必要に応じて研修や事例検討などを通して指導の工夫や改善に生かすようにします。目的や課題を明確にした園内委員会の在り方を考えることは、園内委員会の活性化を図ることに繋がります。

② 園内教職員の連携

個々の子供の成長を支えていくために、支援員を含む教職員の連携は欠かせません。子供の情報を共有し、園の教育理念や学級経営の方針、個別の指導計画を理解し、それらに基づいた関わりができるようにしていきましょう。各学期の初めや、行事の取組の前に機会をもち、指導の方向性を確認するとともに、具体的な支援の在り方について支援員とも共有できるとよいでしょう。教職員の勤務形態にもよりますが、ポイントを押さえて話を進めるなどして時間を確保し、一緒に特別支援教育に関する研修を行うなど、専門性を高める機会がもてるとよいでしょう。

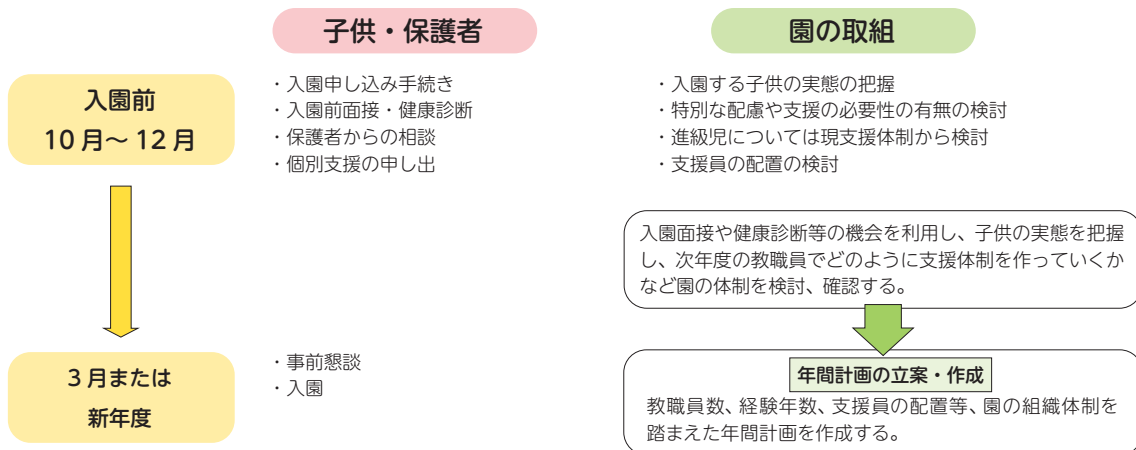
③ 関係機関との連携

自治体における巡回相談、外部専門家派遣事業、特別支援学校等の助言や援助などを要請して、計画的、組織的に連携し、指導を充実させていきましょう。自治体の支援体制について確認し、関係機関と繋がりをもったり、連携体制を築いておいたりすることは園の特別支援教育を充実させていくために必要です。

④ 小学校等との連携

特別な支援を要する子供が、園での学びを生かし、安心して学校生活をスタートするために幼小の連携を図ることが不可欠です。小学校等との連携を深め、円滑な接続のための計画も考えていきましょう。

《参考2》特別支援教育に関する園の年間計画作成に向けての流れ



《参考》年間計画の作成例

3月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新年度に向けて ・ 園の組織体制の検討 ・ 巡回相談等外部の専門諸機関との連携について検討 	<p>園内委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年間研修計画の立案・作成
4月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 園内組織体制づくり ・ 特別支援教育コーディネーターの指名 	<p>園内委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 園の教育理念の共有 ・ 特別支援教育支援体制についての確認 ・ 特別な配慮を必要とする子供の情報共有 ・ 指導及び支援の方向性の共有
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 園内委員会の立ち上げ 	<p>支援員（介助員）との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 園の教育理念の共有 ・ 特別な配慮を必要とする幼児の情報共有 ・ 指導及び支援の方向性の共有
6月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子供の实態把握 ・ 保護者との連携について ○ 個別的教育支援計画の作成 ○ 個別の指導計画の作成 	
7月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 巡回相談 ○ 事例検討（ケース会議） ○ 個人面談（保護者との連携） 	
8月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 園内研修 ○ 外部研修 ○ 巡回相談 	<p>研修2</p> <p>研修の形態：外部研修 対 象：1～5年目の教師 内 容：様々な障害に関する知識等の理解と指導の工夫・改善について</p>
9月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 巡回相談 ○ 事例検討（ケース会議） 	<p>園内委員会：支援員との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子供の情報共有 ・ 2学期における指導及び支援の方向性の共有 ・ 行事への取り組み方など
10月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個人面談（保護者との連携） ○ 保育参観（小学校教員） 	<p>研修3</p> <p>研修の形態：園内委員会（外部専門家） 対 象：教職員 内 容：事例検討・指導計画の改善</p>
11月		
12月		
1月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 巡回相談 ○ 事例検討（ケース会議） ○ 個人面談（保護者との連携） 	<p>園内委員会：支援員との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子供の情報共有及び、3学期における指導及び支援の方向性の共有
2月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小学校との連絡会、学校訪問 	<p>研修4</p> <p>研修の形態：園内委員会 対 象：園長、特別支援教育コーディネーター、対象の子供に関わる教職員 内 容：保護者との連携</p>
3月		

【ワーク4】 ワーク3を活用して年間計画を作成してみよう（話し合い 40分）

ワーク3で話し合った内容を取り入れながら年間計画を作成してみましょう。

3月	○ 新年度に向けて	
4月	○ 園内組織体制づくり	
5月	○ 子供の実態把握 ・ 保護者との連携について	
6月	○ 個別の教育支援計画の作成 ○ 個別の指導計画の作成	
7月	○ 個人面談（保護者との連携）	
8月		
9月	○ 個人面談（保護者との連携）	
10月		
11月		
12月		
1月	○ 小学校との連絡会	
2月		
3月		

(3) 「特別支援教育コーディネーター」の役割と自園での活用

本研修の目的

「特別支援教育コーディネーター」の一般的な役割を知り、自園での役割や園全体での活用の仕方を考えてみよう

全員で読んでみましょう

「特別支援教育コーディネーター」は、自園の教職員の中から園長が指名し、園務分掌に位置付けます。法的な義務はありませんが、園の特別支援教育の体制充実のためには欠かせない役割と言えます。自園には、園長から指名されている「特別支援教育コーディネーター」はいますか。または、「特別支援教育コーディネーター」と同じような役割を担っている職員はいますか。

一般的な「特別支援教育コーディネーター」の役割を下に簡単に示しますので、自園のことをイメージしながら、一つ一つの役割をまずは確認してみてください。

特別支援教育コーディネーターの主な役割

- 1 園内委員会の企画・運営
 - ・ 子供の実態把握、情報収集
 - ・ 個別の教育支援計画の運用
- 2 関係機関との連絡調整
- 3 組織的な連携や引継ぎを実現するための提案や企画
- 4 担任への支援や助言
- 5 保護者との相談窓口



園における「特別支援教育コーディネーター」には、幼児教育の基本を十分に理解した上で、特別支援教育について学ぶ意欲、様々な人と関わる力、園内の教職員同士や関係機関などを繋いでいくコーディネート力などが求められます。園長は、副園長・教頭、主幹教諭、主任教諭などから、各園の実情に応じて、他の園務との兼ね合いにも配慮しながら、適切な人材を指名することが大切です。

そして、「特別支援教育コーディネーター」は、まさしく園の特別支援教育推進の旗振り役になるわけですが、全てを「特別支援教育コーディネーター」に任せてしまうような組織にしないことが大切です。「特別支援教育コーディネーター」は組織の核として動きますが、組織全体で「特別支援教育コーディネーター」を支えていくようにもしたいものです。そのようにあってこそ、「特別支援教育コーディネーター」が生き生きと自分のもてる力を発揮しながら、園の特別支援教育を力強く推進していくことができます。

ワークをやってみましょう

【ワーク5】🌸 特別支援教育コーディネーターの役割を考えよう（個別5分、話し合い10分）

下の事例を読み、特別支援教育コーディネーターやコーディネーター経験者、管理的立場の職員は①を、それ以外の方は②について書いてみましょう。その後、①②で書いたことをグループや全体で話し合ってみましょう。

【事例】




うさぎ組担任のA先生は、最近、元気がありません。
話を聞いてみると、B児のことで悩んでいるようです。

B児は、いつも表情が固く、話し掛けても反応が返ってきません。言われていることは理解できているようですが、自分から行動することはなく、友達のしていることを一日中眺めています。A先生は、B児の好きなものを探ろうとしてみたものの、他児にも指導が必要で、B児にじっくり関わる時間がないと言います。先日、保護者に「うちの子、幼稚園つまらない、とか、こわいとか言うのですが・・・」と言われたようです。

- ① 事例の状況の中で、特別支援教育コーディネーターが行った方がよいこと、大切にしたいことはどのようなことだと思いますか。

- ② A先生の状況を近くで見ているあなたは、自園の特別支援教育コーディネーターの先生にどのようなことを伝えたり、相談したりしますか。

【ワーク6】  **情報交換の工夫を考えよう（個別5分、話し合い10分）**

下の事例を読み、①について各自で書いてみましょう。その後、書いたことをグループや全体で話し合ってみましょう。

【事例】

C園では、特別な支援を必要とする子供が9名ほど在籍しています。5名の子供は診断を受けており、支援員等の加配がついています。

子供の情報交換が大切と思いながらも、支援員等は勤務の曜日や時間がそれぞれ異なることや勤務時間が子供の在園時間帯に限られているため、顔を合わせて話ができる時間がありません。園長や特別支援教育コーディネーターはどうしたら情報交換の時間をつくれるか、悩んでいます。

① 情報交換のために、どのような工夫が考えられますか。



（4）「園内委員会」の実施のポイント

本研修の目的

「園内委員会」の役割を知り、自園でのよりよい運営の仕方を考えてみよう

園内委員会メンバーで読んでみましょう

自園の「園内委員会」はどのように機能しているでしょうか。

園内委員会は、特別な配慮を必要とする子供の共通理解を図り、園の集団生活において子供が全体的な発達をしていくために、どうすればよいかを検討する場と位置付けられます。園の保育と対象の子供への指導を園全体で考えられるようにするために、園内委員会のメンバーは、その点を考慮して構成できるとよいでしょう。学級数や教職員の人数、教職員の年齢や経験、ポジションなどを考慮し、園の状況に応じて検討することが必要です。常に変わらないメンバーもいれば、支援について検討する子供や内容によって、構成メンバーを変更してもよいと思います。

また、園内委員会の開催回数も、考えていきましょう。定期的な開催をどれくらい行うことが最も無理がなく機能的なのか、臨時的に行うときはどのように調整したらよいか、特別支援

教育コーディネーターを中心に確認しておくとう滑な運営に繋がると思います。

併せて、職員会議や学年会など既存の組織を活用する視点も大切です。園の状況によっては、既存の組織を活用することで無理なく進められることもあるでしょう。

園内委員会に主に期待される役割を下に示します。自園の取組を思い浮かべながら、一つずつ確認してみてください。

- 1 遊びや生活の場面において、対象の子供が困っていることの把握
- 2 対象の子供の思いや願い、よさや可能性の理解と発達課題についての確認
- 3 対象の子供とその学級の指導内容や指導方法の検討
- 4 対象の子供の幼児理解に基づいた評価
- 5 個別の指導計画や個別の教育支援計画の検討・作成や活用
- 6 特別支援教育に関する園内研修の企画・立案



ワークをやってみましょう

【ワーク7】🌸 事例をもとに模擬的に園内委員会をやってみよう（個別 10分、話し合い 15分）

下の事例を読み、表の項目ごとに意見交換することを書き出してみましょう。その後で、話し合ってみましょう。

【事例】

今年4月に他県から転園してきた5歳児D児です。転居に伴い、祖父母と同居となりました。祖父母は本児をととてもかわいがっています。兄弟は小学4年生の兄がいます。転園直後の4月は、まったく給食を食べませんでした。友達とのトラブルは多く、相手に傷をつけてしまうこともありました。時々ではありますが、自分の思いと違うときに、パニックを起こすときがあります。運動神経は悪くありませんが、その分、危険な行為ではらしすることもあります。虫が好きで、バッタなどを追いかけてたくさん集めています。製作は嫌いではありませんが、さっと終わらせてしまうことが多いです。

保護者は特に子育てに問題を感じている様子はありません。園での様子についてもあまり関心がなく、担任は情報交換ができないことに悩んでいます。

ワークシート

<p>子供の困難の把握</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● D児はどのようなことに困っているのでしょうか。見えていることと見えていないことについて、整理してみましょう。
<p>指導内容や指導方法の検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● D児の育ちを支える指導内容や指導方法を検討するために、必要な情報は何か、そのためにどのようなことが必要でしょうか。
<p>その他の情報共有</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 家庭や学級の様子など、情報共有すべきことはありますか。
<p>次回の園内委員会までに 取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 保護者や関係機関との連携を含め、必要な取組を整理しましょう。

【ワーク8】園内委員会を有効にするための留意点や工夫を考えよう（話し合い15分）

自園の園内委員会を有効的なものにするために、留意すべき点や工夫すべき点について話し合ってみましょう。



(5) 関係機関との連携

本研修の目的

関係機関と連携する際のポイントを理解するとともに、自園に関係の深い機関について園内で情報を共有しよう

全員で読んでみましょう

日々の保育の中で、「最近、この子の行動の意味がますます分からなくなったな」「保護者と私の思いがうまくかみ合っていないな」などと思い悩むことはありませんか。そのようなとき、園の外に目を向けることも一つの方法です。障害のある子供などの多くは、園以外の関係機関と関わりをもっています。それらの関係機関と連携することで、保育で生じる悩みを解決する糸口が見付かることがあります。

しかし、個人情報の保護は、大変重要な位置付けであることから、ただ待っていれば関係機関から必要な情報が入ってくるということはありません。自分の指導を振り返り、保護者に同意を得て、積極的に関係機関にアプローチしていくことが必要です。「この子は、今、一人でもまごどばかりしているけれど、これまでどういうことに興味をもってきたのだろう」「一対一の場面や小集団では、どのような姿を見せているのだろう」など子供に関わる関係機関の人から話を聞くことで、見えてくるものがあるかもしれません。園での子供の育ちをより充実させるために、保護者の気持ちを理解しつつ、関係機関と連携したい旨をしっかりと保護者に伝え、保護者の理解を得ていきましょう。

関係機関側も、園からの連携の提案を待っている場合も少なくはありません。どの関係機関であっても、子供のよりよい育ちを願っています。しかし、その機関の特質から、内容や方法など子供や保護者へのアプローチの仕方は異なります。そのため、園側から連携を提案していくときに、段取りや伝え方の工夫が必要になります。そのことについて園内研修で学んでいきましょう。



ワークをやってみましょう

【ワーク9】🌸 関係機関と連携する手順・留意点を考えよう (①②それぞれ個別5分、話し合い15分)

下の事例を読み、①、②に取り組んでみましょう。

【事例】

最近、E児は、朝から疲れている様子が見受けられ、何をしても楽しくなさそうで、給食も嫌がるようになりました。唯一、F児のしていることには興味があるらしく関わろうとしますが、うまく関わられません。保護者に相談してみましたが、家や療育機関での様子はこれまでと変わらないようです。

E児は、生まれつき身体が弱く、月に2回ずつ医療機関に通院しています。また、療育機関である児童発達支援センターに週1回通所しています。

- ① E児の担任は、E児が通院している医療機関に話を聞いてみたいと思いました。どのような手順を進めるとよいでしょうか。下のカードを順番に並べ替え、その後、それぞれの過程で考えられる留意点について話し合ってみましょう。

園長や特別支援教育 コーディネーターに相談する	保護者に承諾を得る
E児についての園での様子を整理する	医療機関に電話をする (保護者に伝えてもらう)
話合いの日時・場所・方法などを決める	医師等と話合いを行う (文書のやりとりを行う)
医療機関から得た情報を 教職員間で共有する	医療機関との話合いの結果を 保護者に伝える

- ② E児の保護者から、児童発達支援センターが行っている「保育所等訪問支援サービス」を利用したいという話ができました。園の様子を見てもらいながら、療育機関の方と話をしたいと思っていたので、担任はこの話を進めたいと考えています。

どのような手順を進めるとよいでしょうか。下のカードを順番に並べ替え、その後、それぞれの過程で考えられる留意点について話し合ってみましょう。

園長や特別支援教育
コーディネーターに相談する

サービス利用について、
承諾の旨を保護者に伝える

保護者のサービス利用について、
園長に承諾をもらう


E児についての情報を整理する

療育機関と直接連絡をとる

療育機関訪問当日の分担や運営を
計画する

療育機関から得た情報を教職員間で
共有する

訪問支援後に保護者と情報を
共有する

【ワーク 10】  **地域の関係機関を知り、その働きや連携について考えよう（個別 5分、話し合い 10分）**

現在繋がりのある関係機関や地域で知っている関係機関を書き出してみましょう。その関係機関は、どのような働きをしていて、どのような情報共有が図れますか。

(6) 小学校等との連携

本研修の目的

子供の育ちをしっかりと繋いでいくために、小学校等（進学先）に何をどのように伝えたらよいか、園全体で共通理解をしよう

全員で読んでみましょう

特別な配慮を必要とする子供などへの指導で、小学校もしくは特別支援学校への入学は、どれくらい意識していますか。「入学前までにこれはできるようにさせなきゃ」「この行動は減らしておきたいな」「保護者にこのことは分かっておいてもらわないと」など、就学が迫ってくると焦る気持ちも出てくるかもしれません。確かに、入学は、大きな節目になり、これまでの成長を振り返る時ですが、そこに、「障害がある」ということで、入学に間に合わせる無理な適応指導にはなっていないでしょうか。


障害のある子供などにとっても、園での保育は小学校入学のためにあるものではありません。もっと先、この子が社会に出て行く時を見通して保育をしなければなりません。このことは、園の教職員と小学校の教職員で連携する際、念頭に置く必要があります。言い換えれば、5歳児後半から小学校入学の時期に見られる表面的な行動や課題を引き継ぐだけでなく、この子の根っこにあるもの、ここまで育ててきているもの、生涯を見通して必要なものを共有するということです。

では、具体的にどうすれば、よりよい幼小の連携が図れるのでしょうか。ここでのポイントは、幼児教育と小学校教育では、教育内容や方法が異なるということです。このことを十分に理解していないと、お互いの話がかみ合わず、結果、子供が大きな不安を抱くきっかけになったり、これまでの力を発揮しにくくなったりします。子供にとっての環境の変化、教職員の見方の違い、これをプラスに生かすか、マイナスなものにするかは、5歳児後半から小学校入学の時期に関わる教職員の理解の深さと指導の柔軟さにかかっています。

「小学校の先生は、なにができないのか、ばかり聞いてくる」「幼稚園の先生は、いい子ですよ、とばかり言う」というすれ違いを生まないためには、お互いの子供の見方を知ることです。しかしこれは、一朝一夕にできることではないですから、園全体の研修で連携を深めるために何ができるか、一歩ずつ考えを深めていきましょう。



ワークをやってみましょう

【ワーク 11】  子供の育ちを小学校にどのように伝えるか考えよう（個別 15 分、話し合い 20 分）

事例を読み、G児の育ちをしっかりと繋いでいくために、小学校にどのように伝えるか表の1～4の項目ごとにまとめてみましょう。

【事例】

下の表は、年長1年間のG児の様子です。G児は運動失調型の脳性麻痺で、バランスが悪く、手が揺れるなどの右半身の麻痺があります。G児の様子や保育の様子を想像してみましょう。

4月	園で友達に会えることや一緒に遊ぶことを楽しみに登園してくるが、友達が走ると追いつけなかったり、ごっこ遊びでやりたい役をやらせてもらえなかったりすることがある。遊びのイメージは豊かで、面白いアイデアを出すのが、うまく友達に伝えられないことが多い。
5月	「先生、一緒に遊ぼう」と言うことが増える。意識はそれほどしていないが、友達との遊びに面白さを感じなくなっている。年長児のやりとりのペースが上がっていて、イメージがかみ合わないことが増えている。教師であればG児の動きややりとりのペースに合わせられるため、このような言葉が出てきている。
6月	G児の好きなブロック遊びや工作をG児のイメージから広げて、学級の遊びにしていこうとした。また、G児に気付いてもらいたいことをできるだけ直接伝えず、周りの友達に言うようにした。G児は、間接的に聞いた言葉や友達の動きを参考に、行動している。
9月	とても意欲的に運動会の練習に参加している。体操も自分なりに全力で取り組んでいる。集団で遊んでいる友達を遠くから眺めているが、自分から声を掛けることはしない。教師の仲介で仲間に入れてもらえるが、教師がその場から離れると、一緒に集団から抜けてしまう。
12月	友達と一緒にドッジボールをしている。周りの子のようにうまく体を動かすことはできないが、それでも一緒に仲間になってその場にいる。周りの友達は、G児を受け入れている。
3月	友達と一緒に紙粘土で水族館を作っている。「こうしたい」という思いをもって活動しており、教師の仲介がなくても、友達にそれを伝えながら遊んでいる。

小学校に伝えること		実際に伝えてみよう
1	G児の変容 成長したこと	
2	指導の過程 大切にしてきたこと	
3	G児のよさとよさの 生かし方	
4	G児の課題 伸びようとしていること	

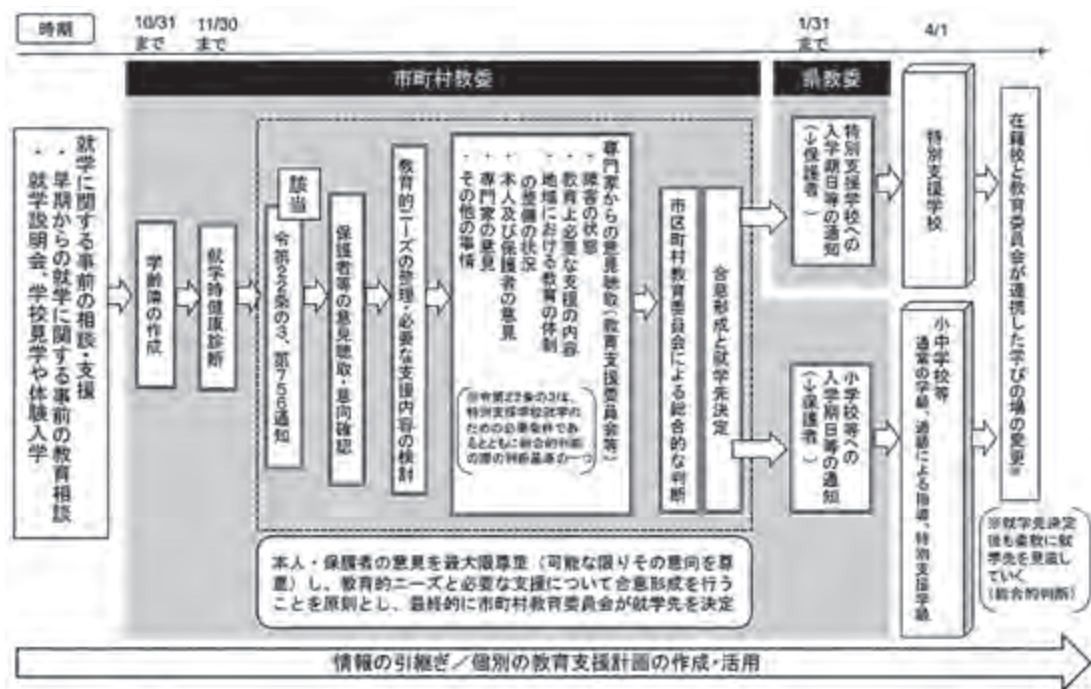
※「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を参考にしましょう。
 ※表面上の「何ができるようになったか」ではなくて、「どのようなことが育っているのか」を伝えることが大切です。

補助資料

①小学校との連携年間計画（例）

時期	内容	担当者（幼）	担当者（小）
4月	1年生の授業参観 スタートカリキュラムの確認 幼稚園からのアドバイス 子供の育ちの確認	前年度年長担任	1年担任
10月	子供同士の交流 互いの教育の理解	年長担任	1年担任
2月	年長の保育参観を通して子供の育ちを確認し、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の共有	年長担任	教頭、1年担任 教務主任、養護教諭
3月	引継ぎ	年長担任	教務主任

②就学先決定の流れ



* 文部科学省（令和3年6月）「障害のある子供の教育支援の手引」より

3. 「組織体制」のまとめ

「組織体制」を活用しての研修はいかがでしたか。特別支援教育に取り組むにあたり、幼稚園等ではどのような組織体制で取り組んでいくことが求められているのか、またどのような研修を実施し、教職員が連携・協力し合いながら特別支援教育の充実に向けて進めていくことが望ましいのか、ヒントが得られたでしょうか。

下記の項目について、振り返ってみましょう。

- 自園の教育理念や教育目標を確認できた。
- 教育理念や特別支援教育について園内で共有すべきことを確認できた。
- 自園の組織体制の課題について気付くことができた。
- 自園の組織体制の課題解決に向けてアイデアを出し合うことができた。
- 自園の課題に即した必要な研修内容を考えることができた。
- 自園にとって必要な年間計画を考えることができた。
- 特別支援教育コーディネーターの在り方について考えることができた。
- 園内委員会のポイントをつかむことができた。
- 関係機関との連携におけるポイントを理解することができた。
- 小学校との連携で必要な取組について考えることができた。

「園内組織体制」というと硬い響きがありますが、組織体制とは日々子供を見守り育て、子供たちにとって居心地のよい温かい環境を組織として整えるための土台であり枠組みでもありません。

この冊子を活用することによって、有する資源や実情を可視化し、教職員それぞれが互いの立場をよく理解し、同僚性を高め協働して教育に取り組む契機となることを目指しました。

目の前の子供が、日々どのように過ごしたのか、何を具体的に学んだのか、それに自分がどう関わったのか、毎日織りなされる営みから一人一人の教職員に多くの気づきが生まれています。それらを束ね、新たな営みを紡いでいくためには、園内委員会や特別支援教育コーディネーターが果たす役割は大きいことでしょう。

本冊子が少しでも皆様のお役に立つことを願ってやみません。

〔引用・参考資料〕

- ・文部科学省（2017）幼稚園教育要領
- ・文部科学省（2017）発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン
- ・文部科学省（2021）障害のある子供の教育支援の手引

研修を進めるために 園内研修進行のポイント

 **ワーク5**

特別支援教育コーディネーターや管理的立場の経験の有無によって、①と②に取り組む教職員を事前に分けておくとスムーズにワークに入れると思います。また、新規採用など経験の少ない教職員は、③として「あなたがA先生だったら、どのようなことをしてほしいですか」を書いてもらうのもよいかもしれません。

 **ワーク6**

情報交換の時間を作り出すことは、容易ではありません。しかし、「無理」から入るのではなく、「少しでも何かできるかな」といった話し合いの流れを心掛けてください。特別支援教育コーディネーターが仲立ちとなって、自園の現状からほんの一步改善が図れるとよいと思います。

 **ワーク7**

園内委員会メンバーを研修の対象者として想定していますが、園の実情に応じて研修者の範囲を考えるとよいと思います。(ワーク8も同じ)

進行役が事例を事前に読み、出てくるであろう意見のある程度イメージしておきましょう。その際、必要に応じて事例に情報を付け加えるとより活発な話し合いになると思います。

 **ワーク9**

研修時間によっては、①のみでもかまいません。ページをコピーして、参加者分のカードを作りましょう。

下に手順と留意点の例を記しますが、あくまでも一例です。自園では、どのように進めたらよいか話し合いが深まり、共通理解されることが肝心です。

	手 順 例	留 意 点 例
1	園長や特別支援教育コーディネーターに相談する	E児に関する記録をまとめ、何を聞きたいのかを明確にしておく。
2	保護者に承諾を得る	園長や特別支援教育コーディネーターが同席した方がよいこともある。
3	E児についての園での様子を整理する	場合によっては、園内委員会の組織を活用する。
4	医療機関に電話をする (保護者に伝えてもらう)	電話をする日時は、保護者から情報を得て参考にする。
5	話し合いの日時・場所・方法などを決める	相手の負担とならない時間・場所に設定する。もしくは、オンラインを検討する。

	手 順 例	留 意 点 例
6	医師等と話し合いを行う (文書のやりとりを行う)	相手の専門的立場から答えられるやりとりを行う。
7	医療機関から得た情報を教職員間で共有する	得た情報をそのまま伝えるのではなく、今後の保育上の方針と絡ませるようにする。
8	医療機関との話し合いの結果を保護者に伝える	園として得た情報をどのように生かすのか、分かりやすく伝える。

ワーク 10

それぞれの関係機関を箇条書きで書きだしていくのもよいですが、地域の地図を事前に用意して、そこにマッピングしていくと地理的な関係も同時につかめます。

ワーク 11

5歳児を担当したことのない先生にとっては、難しいワークかもしれません。その際は、ワークの実施を5歳児経験者とコーディネーター等に絞り、ワーク実施後に上がった意見や課題を園全体で共有するとよいでしょう。